

未来へつづく、
水とみどりにあふれた

健康で心やすらぐ
まちをめざして



八王子市 環境部

あなたのまちも、
あるけるまち。 

八王子市環境キャラクター みどり〜

八王子市環境白書2026 目次

第1章 八王子市の概況 1

第2章 八王子のより良い環境づくりのために . . . 3

- 1 環境基本条例の特徴 4
- 2 第3次環境基本計画の特徴 5

第3章 八王子の環境の現状と取組 9

- 基本施策1 自然と共生したまちの実現 10
- 基本施策2 ゼロカーボンシティの実現 17
- 基本施策3 地球にやさしい循環型社会の実現 22
- 基本施策4 快適でしなやかさを持ったまちの実現 . . . 27
- 基本施策5 環境を考え行動する暮らしの実現 35

第4章 地域の行動 42

- 環境市民会議の取組 43
- 中央地区環境市民会議 44
- 北部地区環境市民会議 47
- 西部地区環境市民会議 50
- 西南部地区環境市民会議 52
- 東南部地区環境市民会議 55
- 東部地区環境市民会議 57
- 地域の行動に係る評価 60

第5章 市による環境負荷低減のための率先行動 . . 61

- 1 概要 62
- 2 取組実績 63

資料編 65

- 1 環境元年からの歩み 66
- 2 用語解説 67

八王子市環境白書は、八王子市環境基本条例に基づき、環境保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、毎年、市の環境の状況及び環境基本計画に基づく施策の実施状況を点検・評価し、明らかにしたものです。環境基本計画の施策の実施状況を明らかにした「本編」と、市の環境の現状に関するデータを「データ集」としてまとめた2分冊で構成しており、本書を「本編」と位置づけています。
データ集とあわせてご活用ください。



第1章

八王子市の概況

第1章

八王子市の概況

本市は、東京都心から約40km西に位置し、約56万人の市民を擁する都内唯一の中核市です。
約186km²の市域に対し、「みどり」は約6割におよび、16の河川源流域を有する自然豊かな都市です。この豊かな自然が身近に共存している八王子の環境は、私たちの大きな財産です。



面積

面積：186.38km²
周囲：95.8km
広がり：東西24.3km
南北13.4km

人口

人口：558,190人
男 278,583人
女 279,607人
世帯：288,849世帯
(住民基本台帳 令和8年3月末日現在)

市政世論調査

これからも八王子市に住みたい・・・88.7%
住みたい理由として、緑が多く自然に恵まれている
・・・60.3%
(令和7年度調査)



市の木「イチョウ」



市の花「ヤマユリ」



市の鳥「オオルリ」

第2章

八王子のより良い環境づくりのために

本市では、環境の世紀と呼ばれる21世紀の初頭2001年（平成13年）を「環境元年」と位置づけ、環境保全に取り組む基本となる考え方を「環境基本条例」として制定しました。

平成16年3月には、市民・事業者と市の協働により「八王子市環境基本計画」を策定し、計画策定から20年になる令和6年3月に、新たに「第3次八王子市環境基本計画」を策定しました。対象期間は、令和6年度を初年度とした10年間です。

1 環境基本条例の特徴

環境基本条例とは、良好な環境を確保し、次世代に引き継いでいくための基本となる考え方や市民・事業者と市の役割、それぞれの取組の基本的な事項を定めるための条例です。

（1）市の役割

- ア 市の全ての事業を環境の保全等の視点から捉え直す
- イ 市民・事業者と協働して総合的な計画を考え、実施する
- ウ 市民・事業者自らが取り組む身近な環境の保全等の活動に対し、支援する

（2）市民・事業者の皆さんにしていきたいこと

- ア 日常生活や事業活動そのものが環境に影響を与えていることを理解する
- イ 良好な環境とは何かを考える
- ウ 身近な環境について調べてみる
- エ 良好な環境の確保に向けてできることから行動してみる

（3）環境推進会議

市の取組と市民・事業者の皆さんの活動とを結びつけるために設置されています。

環境市民会議や環境保全活動団体などから寄せられた提言や要望、環境市民会議では解決が難しい問題について話し合い、市の取組や環境市民会議の活動などに反映していきます。

（4）環境保全推進地区

市民・事業者の皆さんが、生活し、事業活動を行う身近な地域の環境のために、自ら活動しやすいように、市内を6つの地区に分け、環境保全推進地区を設定しました。



環境保全推進地区

環境基本計画とは、総合的かつ計画的に市の環境施策と市民・事業者の自発的な環境保全活動を推進することにより、本市の望ましい環境像の実現を目指すための計画です。

令和6年（2024年）3月に策定した第3次環境基本計画では、本市の豊かな自然環境の保全と社会課題の解決に向けた有効活用を推進するため、“生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な計画”である「生物多様性地域戦略」を一体化させました。

(1) 基本理念

一人ひとりが環境について考え、
その保全、回復及び創造に積極的に取り組み、
環境負荷の少ない、人と自然とが共生できる社会をつくる

(2) 望ましい環境像

未来へつづく、水とみどりにあふれた健康で心やすらぐまち



望ましい環境像のイメージ

(3) 計画の期間

望ましい環境像の実現に向けた本計画の対象期間は、令和6年度を初年度とした10年間で、計画の目標年度は令和16年度です。



(4) 基本目標

望ましい環境像を実現するためには、市民、事業者、行政など様々な主体が連携・協働しながら取組を進めていくことが必要です。本計画では、環境・経済・社会の側面及び生物多様性地域戦略の一体化を踏まえ、全ての環境施策を進めていく上での統合的・横断的な目標として3つの基本目標を設定しています。

基本目標

I

自然と共生できる持続可能なまちの実現

温室効果ガスや廃棄物の排出など環境に対する負荷を抑制するとともに、みどりの質を向上させることで、将来世代に豊かな自然環境を継承できるまちを目指します。また、人とのかかわりの中で形成された自然環境を適切に保全・管理していくことで本市の豊かな生態系サービスを市民が享受し続けられるまちを目指します。

基本目標

II

心地よく豊かに暮らせるまちの実現

人口減少や少子高齢化などに伴う地域の多様な課題を統合的に解決する環境施策を推進することで、Well-beingが実現した市民が豊かに暮らせるまちを目指します。また、公害対策や地球温暖化適応策、自然災害への備えなどにより、市民が安心して健やかに暮らせるまちを目指します。

基本目標

III

地球環境に寄り添ったライフスタイルの実現

積極的な情報発信や行動変容を促す仕組みづくりなどにより、市民一人ひとりが環境問題を自分事として認識しつつ、環境に配慮した暮らしが実現したまちを目指します。また、各主体との共創による環境保全活動や子どもへの環境教育が活発なまちを目指します。

(5) 基本施策

望ましい環境像が実現した未来に向けては、様々な環境施策を着実に進めて行く必要があります。環境施策の着実な推進と評価をはかるため、環境分野ごとに体系化し、目指すべきまちや暮らしの姿として5つの基本施策を設定しています。

1 自然環境	自然と共生したまちの実現	4 都市・生活環境	快適でしなやかさを持ったまちの実現
2 温暖化対策	ゼロカーボンシティの実現	5 行動変容	環境を考え行動する暮らしの実現
3 資源循環	地球にやさしい循環型社会の実現		

(6) 施策の展開

【自然環境】 自然と共生した まちの実現



1-1 生きものや生態系に関する 情報の収集・活用

- ①自然環境の把握に向けた取組の推進

1-2 多様な生きものと暮らせる 環境づくり

- ①恵み豊かなみどりの保全
- ②みどりのつながりの構築

1-3 生きものとの適切な関係の 構築

- ①人や生態系に被害を及ぼす外来種対策の推進
- ②獣害対策の推進
- ③愛玩動物対策の推進

【温暖化対策】 ゼロカーボンシティ の実現



2-1 エネルギーの有効活用による 環境負荷の低減

- ①エネルギー使用量の削減
- ②再生可能エネルギーの導入促進
- ③ゼロカーボン実現のまちづくりの推進

2-2 気候変動対策の推進

- ①気候変動に適応したまちづくりの推進

【資源循環】 地球にやさしい 循環型社会の実現



3-1 サーキュラーエコノミーに 向けた取組の推進

- ①ごみ発生抑制と資源化の推進
- ②持続可能なごみ処理体制の構築

3-2 地域資源の循環促進

- ①地域資源の有効活用

【都市・生活環境】

快適でしなやかさを 持ったまちの実現



4-1 自然の恵みを活かした まちづくり

- ①自然環境を活かしたまちの潤い・賑わい創出
- ②自然の機能を活かした都市の強靱化

4-2 美しく快適なまちの保持

- ①まちの美化の向上

4-3 公害のない生活環境の実現

- ①公害のない暮らしの実現
- ②化学物質によるリスクの低減

【行動変容】

環境を考え行動する 暮らしの実現



5-1 環境について知る機会の創出

- ①学びと体験機会の拡充
- ②環境に関する情報発信と啓発の推進

5-2 環境に配慮した暮らしの実現

- ①環境配慮につながるライフスタイルへの変容促進
- ②持続可能な社会の形成にかかわる人材の育成・支援
- ③多様なパートナーとの連携の強化

本計画では、気候変動の抑制及び生物多様性の保全と様々な環境施策との関連性を明らかにするとともに、包括的な解決を進めていくため、各基本施策に2つの視点として「気候変動の抑制」と「生物多様性の保全」を組み込んでいます。



気候変動の抑制



生物多様性の保全

(7) 地域の行動

地域の環境を保全し、回復させるためには、行政の環境施策を推進するとともに、市民・事業者の自発的な環境保全活動が不可欠です。市民協働の取組として、市内6地域の「環境市民会議」が自ら考え、目指す環境の姿や現状と課題、その解決に向けた主な取組を設定しました。



(8) 計画の推進体制

市民・事業者・行政が相互に連携をはかりながら、市民、事業者、NPO、学校、在勤・在学者など、持続可能な社会の実現に向けた活動に取り組む多様な主体と連携・協力し、本計画に基づく施策を推進します。



第3章

八王子の環境の現状と取組



本市は、高尾山などの山地や丘陵地、浅川などの河川や湧水、古くから人と自然とのかかわりにより育まれた文化的景観や歴史資産など、多様な自然環境に恵まれたまちです。

この豊かな自然環境は、多種多様な生きものを育む基盤であり、生きものたちのつながりによってもたらされる様々な恵みは、私たちの生活に欠かすことのできないものとなっています。

この大切な恵みを将来世代に引き継いでいくため、多様な主体と連携・協働した自然環境の保全・創出をすすめ、生きものの生息・生育環境の連続性を高めることで、人と自然、生きものが共生したまちを目指します。

令和7年度の主な取組

- ▶ 宇津貫緑地特別保存ゾーンにて自然環境調査を実施
- ▶ 上川の里特別緑地保全地区の保全と活用に向け、新たに株式会社スマート・フォレストと保全活動協定を締結
- ▶ 八王子駅南口医療刑務所跡地を活用し環境に配慮した公園整備を実施
- ▶ 地域ぐるみの獣害対策を推進するとともに、地域住民や学校と連携した獣害被害抑制に向けた環境整備を実施

指 標

1-1 生きものや生態系に関する情報の収集・活用

指 標	計画策定時（令和4年度）	令和6年度実績	令和7年度実績	最終目標（令和15年度）
モニタリング調査の実施地点数	19地点	20地点	21地点	25地点

1-2 多様な生きものと暮らせる環境づくり

指 標	計画策定時（令和4年度）	令和6年度実績	令和7年度実績	最終目標（令和15年度）
保全の対象としたみどりの面積	1,088.5ha	1,075.58ha	1,070.6ha	1,150.0ha
認定農業者数	112経営体	116経営体	108経営体	現状維持

1-3 生きものとの適切な関係の構築

指 標	計画策定時（令和4年度）	令和6年度実績	令和7年度実績	最終目標（令和15年度）
地域ぐるみ獣害対策会議の実施数	7回/年	7回/年	11回/年	11回/年

<庁内環境調整委員会での総括評価>

令和7年度評価

A

- ・約9割の施策が順調又は概ね順調に進捗している。
- ・指標である「保全の対象としたみどりの面積」は、斜面緑地保全区域及び生産緑地地区の解除により減少しているが、当初の見込みより減少率は抑えられている。目標の達成に向け、都市公園の整備の着実な推進が求められる。

<環境推進会議の意見>

- ・外来種対策について、市民生活に害を及ぼす種については積極的な周知を行うことが望ましい。
- ・農業従事者への支援強化や助成制度の拡充などを通じて、農地の減少を抑制する必要がある。
- ・大学緑地の自然共生サイト認定を進めるとともに、市民がみどりについて学ぶフィールドとして活用されると良い。

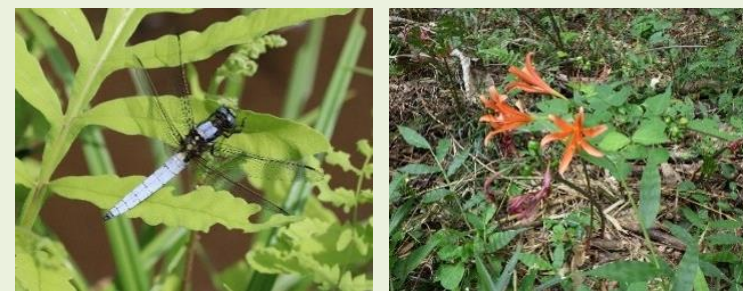
施策の取組状況

1-1 生きものや生態系に関する情報の収集・活用

①自然環境の把握に向けた取組の推進

<生物多様性や生態系に関するモニタリングの推進>

- ▶ 自然環境の状況を把握するため、斜面緑地保全区域にて植生等の調査を実施
また、宇津貫緑地特別保存ゾーンにて自然環境調査を実施
- ▶ スマートフォンアプリで生きもの調査を行う「東京いきもの調査団（東京都環境局）」をSNSなどで発信



宇津貫緑地特別保存ゾーンで確認された生きもの

1-2 多様な生きものと暮らせる環境づくり

①恵み豊かなみどりの保全

<里山や森林の保全>

- ▶ 上川の里特別緑地保全地区にて、企業やNPO等との協働・共創の取組による保全活動や自然体験イベントを実施し、里山の保全と活用を推進
- ▶ 新たに株式会社スマート・フォレストと「八王子市上川の里保全活動協定」を締結
- ▶ 適正な森林の維持に向け、森林経営計画に基づき、市行造林の間伐を実施
【間伐面積：1.59ha】
また、森林経営管理制度の活用について森林所有者への意向調査を実施
- ▶ 緑地保護地区に指定する樹林地の土地所有者へ維持管理経費を補助し、民有林の保全を支援【指定地区数：6地区、指定面積：7.82ha】
- ▶ 里山や緑地の維持管理に携わる人材育成として、緑地の管理手法や安全管理等を体験しながら学ぶ緑地管理人材育成講座を開催【受講者数：10名】

団体名	締結時期
本田技研工業株式会社	令和2年9月
NPO法人森のライフスタイル研究所	令和2年9月
NPO法人街づくり上川	令和3年5月
八王子里山クラブ	令和4年4月
株式会社NTTドコモ	令和5年3月
日本コカ・コーラ株式会社	令和5年6月
コカ・コーラ ボトラーズジャパン株式会社	令和5年6月
カルビー株式会社	令和6年7月
株式会社スマート・フォレスト	令和7年10月

上川の里保全活動協定の締結状況

施策の取組状況

1-2 多様な生きものと暮らせる環境づくり

<農地の保全>

- ▶ 農地の保全及び良好な都市環境の形成を図るため、生産緑地地区や特定生産緑地を指定【特定生産緑地指定面積（R7.12現在）：約177.63ha】
また、減少しつつある農地をオープンスペースとして保全し、農のある風景を将来に引き継ぐ「農の風景育成地区」について、導入の検討にあたり懇談会を開催【開催回数：5回】
- ▶ 農業経営基盤の強化に向け、認定農業者制度に基づき、農業者自らが経営改善を進めるための計画を認定するとともに支援を提供【認定数：46経営体】
また、新規就農者の農業経営の早期安定のため、機械等の整備費用を補助【補助交付数：3経営体】
- ▶ 農地の貸借促進に向け、貸付を希望する遊休農地の情報を集約するとともに、借り手として登録した方へ情報を提供し貸借につなげる「農地バンク制度」を展開
【担い手新規登録：5名、農地新規登録面積：2,149㎡、マッチング件数：3件】
- ▶ 農産物の生産による環境負荷の低減に向け、環境保全対応の資機材及び牛糞等の購入経費を補助【補助交付数：108経営体】

<歴史文化と結びつくみどりの保全>

- ▶ 自然と結びついた歴史文化の保全のため、希少な生きものの保全に努めつつ、八王子城跡の管理及び整備を実施

年度	R3	R4	R5	R6	R7
面積 (ha)	222.1	218.5	208.0	203.5	199.4

生産緑地地区の指定面積



まちなかに残る大規模な農地

施策の取組状況

1-2 多様な生きものと暮らせる環境づくり

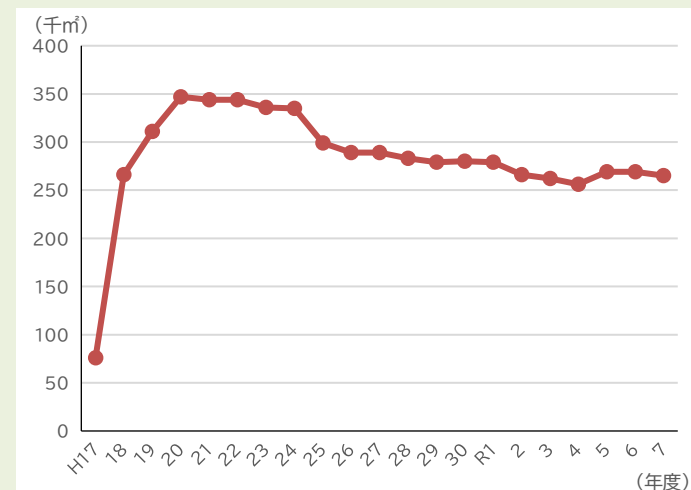
②みどりのつながりの構築

<自然共生サイトの認定促進>

- ▶ 自然共生サイトについて、ホームページやSNSで周知するとともにパネル展を開催。
また、大学緑地の自然共生サイト認定促進に向けたヒアリング調査と申請準備のための技術的支援を実施【ヒアリング件数：2件 技術的支援：1件】

<まちなかのみどりの保全>

- ▶ 斜面緑地保全区域に指定する樹林地の土地所有者へ緑地の状況に関する情報提供や維持管理経費の補助を行い、市街地に残る民有緑地の保全と適切な管理を促進【指定区域数：46区域、指定面積：26.51ha】
- ▶ 都市公園等について、指定管理者及び直営による維持管理を実施
- ▶ 市民との協働による水辺等の維持管理に向け、町会や大学ボランティアセンターとの連携を強化するとともに、町会と連携した維持管理を実施
- ▶ 都市公園の整備について、八王子医療刑務所跡地を活用した「八王子駅南口集いの拠点（愛称：桑都の杜）」の整備に係る工事が完了
- ▶ 一定規模以上の開発・建築行為に対して、事業者への緑化の義務付けと、在来種を用いた植栽の推奨により、市街地におけるみどりを確保



斜面緑地保全区域の面積推移



八王子駅南口集いの拠点（愛称：桑都の杜）
の完成イメージ図

施策の取組状況

1-3 生きものとの適切な関係の構築

①人や生態系に被害を及ぼす外来種対策の推進

<外来種防除の推進>

- ▶ 生態系や市民の生活、農業等に悪影響を及ぼすアライグマ・ハクビシンの防除対策を進めるため、市内全域で捕獲を実施
【捕獲数：アライグマ317頭、ハクビシン39頭】
- ▶ 特定外来生物のクビアカツヤカミキリによる被害防止に向け、現地調査や施設管理者への助言、駆除等の対策を実施 【成虫駆除数：210匹】
- ▶ 生物多様性保全上拠点となる公園、湧水地で外来種の積極的な駆除を実施
- ▶ 外来種に関する正しい知識等を市民に対して啓発するとともに、外来種に関する情報を市広報やSNS、環境フェスティバル等を活用して市民に広く周知

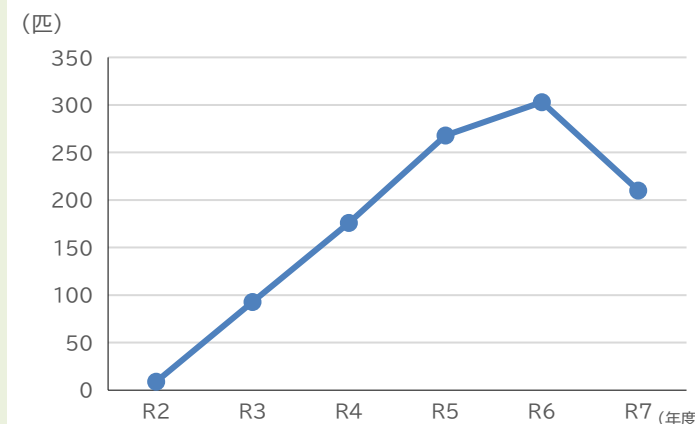


特定外来生物に指定されているアライグマ

②獣害対策の推進

<防除対策の推進>

- ▶ 農作物被害軽減のため、電気柵等の設置費用を補助 【補助件数：49件】
また、獣害防除の指導を行う防除指導員を派遣 【派遣日数：260日】
民間事業者の活用による捕獲の推進 【捕獲数：603頭】
- ▶ シカ被害の発生防止に配慮した森林管理のために、くくりわなを新設
【捕獲数：27頭】
- ▶ 地域住民による主体的な獣害対策推進のため、野生動物の生態等についての学習会や現状把握のための環境点検など、地域ぐるみによる獣害対策の取組を支援 【支援地域：5地域】



クビアカツヤカミキリ（成虫）の駆除数

施策の取組状況

1-3 生きものとの適切な関係の構築

<野生動物との棲み分けの推進>

- ▶ 獣害被害の抑制に向けた環境整備として、地域住民や学校と連携した放置ユズの収穫及び不要なユズの剪定、伐採【収穫量：約1t】
また、収穫したユズを学校給食やビール原料として活用
- ▶ 里山の活用や農地バンクによる耕作放棄地対策等により、人と野生動物の生息域との境界部における人の活動を促進



地域ぐるみでの獣害対策

③愛玩動物対策の推進

<適正飼育の推進>

- ▶ ペットの適正飼育を促進するため、周知啓発を実施
- ▶ 野良猫による被害の軽減を進めるとともに、人と猫の共生社会の実現を図るため、飼い主のいない猫の不妊去勢手術を助成



多様な主体による里山の活動

ゼロカーボンシティ実現のためには、二酸化炭素排出量を削減して、みどりが吸収する二酸化炭素量と均衡したカーボンニュートラルの状態を目指していく必要があります。

二酸化炭素排出量の削減に向け、徹底した省エネルギー対策と二酸化炭素を排出しない再生可能エネルギーへの転換を推進します。また、地球温暖化の影響による豪雨災害の頻発化や激甚化など、現在生じている又は将来予測される被害を回避・軽減するための適応策を進めます。

令和7年度の主な取組

- ▶ 住宅の省エネルギー化に向け、太陽光発電システム・蓄電池の設置や断熱改修、外付け日よけ・日射調整フィルム設置等に補助
- ▶ PPA事業により公共施設4施設に太陽光発電システム及び蓄電池を導入
- ▶ 市民の取組を支援するため、地球温暖化防止活動推進センターにおいて省エネ講座やイベントを開催
- ▶ 市民が利用できる涼み処の創出のため、はちおうじまちなか避暑地を展開

指 標

2-1 エネルギーの有効活用による環境負荷の低減

指 標	計画策定時	令和6年度実績	令和7年度実績	最終目標（令和15年度）
温室効果ガス削減割合（2013年度比）	14.2% （令和2年度値）	15.4% （令和4年度値）	22.3% （令和5年度実績）	46%以上
市内に設置された太陽光発電設備の発電容量	61MW （令和4年度）	71MW	81MW	193MW

2-2 気候変動対策の推進

指 標	計画策定時（令和4年度）	令和6年度実績	令和7年度実績	最終目標（令和15年度）
雨水貯留浸透量整備率	44.8%	47.0%	49.4%	60.0%以上

<庁内環境調整委員会での総括評価>

令和7年度評価

B

- ・ 7割以上の施策が順調又は概ね順調に進捗しており、一定程度の進展が認められる。
- ・ 指標については、全ての指標で進捗が確認されたが、「市内に設置された太陽光発電設備の発電容量」は進捗度が小さいため取組の強化が求められる。

<環境推進会議の意見>

- ・ 二酸化炭素の排出量削減について、各施策がどの程度寄与したかを分析し、今後の施策展開に有効活用することが重要である。
- ・ 太陽光発電設備の導入促進に向けて、目標達成へのプロセスを明確にすることが望まれる。

施策の取組状況

2-1 エネルギーの有効活用による環境負荷の低減

①エネルギー使用量の削減

<家庭や事業所におけるエネルギー使用量の削減>

- ▶ 住宅におけるエネルギー使用量削減に向け、太陽光発電システム及び蓄電池の導入に係る費用を補助
【補助件数：太陽光発電システム69件、蓄電池68件】
 また、安全で安心して住み続けることができる居住環境確保のための改修工事のうち、断熱改修工事など省エネルギー化改修に係る費用を補助
【補助件数：267件】
- ▶ 家庭や事業者等の地球温暖化防止の取組みや省エネ対策支援のため、地球温暖化防止活動推進センターにおいて省エネ講座やイベントを開催
【講座参加者数：5,091名】
- ▶ 事業所のエネルギー使用量削減に向け、中小事業者の省エネ改修に係る費用を補助 **【補助件数：18件】**

<交通におけるエネルギー使用量の削減>

- ▶ 電気自動車の普及を図るため、民間事業者と連携して市有施設へ急速充電設備を設置 **【設置数：14施設】**
- ▶ 回遊性向上のほか環境負荷低減にも寄与するシェアサイクルについて、ホームページやイベントで広く周知するほか、シェアサイクルポートを増設 **【設置箇所数：223か所（令和8年3月末時点）】**



家庭の省エネ講座



地球温暖化防止普及啓発イベント

施策の取組状況

2-1 エネルギーの有効活用による環境負荷の低減

②再生可能エネルギーの導入促進

<公共施設への設備導入の促進>

- ▶ PPA事業において既存の公共施設に太陽光発電設備及び蓄電池を設置
【導入施設数：4施設、太陽光発電設置容量：計210.08kw】

<住宅・事業所への設備導入の促進>

- ▶ 住宅及び事業所におけるエネルギー使用量削減に向け、太陽光発電システム及び蓄電池等の導入に係る費用を補助
【補助件数：太陽光発電システム69件、蓄電池68件】

<木質バイオマスの導入促進>

- ▶ バイオマスエネルギーの利用促進に向け、木質ペレットストーブの導入経費を補助
【補助件数：1件】

③ゼロカーボン実現のまちづくりの推進

<環境配慮型まちづくりの推進>

- ▶ 都市全体の効率的なエネルギー利用の促進を図るため、都市計画マスタープランや立地適正化計画に基づく土地利用誘導の実施
- ▶ 清掃工場において発電した電気を市役所本庁舎等の公共施設へ供給（自己託送）することで、電力の地産地消を推進
【供給施設数：11施設】
- ▶ 発生した二酸化炭素を回収・有効活用するCCU等について、最新技術の調査、情報収集を実施するほか、事業者との技術勉強会を実施



PPA事業により設置された太陽光パネル



ごみ焼却時の熱で発電をする館クリーンセンター

施策の取組状況

2-2 気候変動対策の推進

①気候変動に適応したまちづくりの推進

<気候変動に伴うリスクの軽減>

- ▶ 異常気象に伴う災害リスクの軽減を図るため、ハザードマップや八王子市総合防災ガイドブックを周知
- ▶ 道路施設の整備において、雨水対策が必要とされる箇所に浸透ますや透水性舗装等を設置【設置実績：浸透ます6基、浸透管12.73m、浸透性舗装1,744.08㎡、植樹ます24か所】
- ▶ 雨水貯留浸透機能強化のため、住宅等への雨水貯留浸透施設の設置費を補助【補助実績：浸透ます40基、浸透トレンチ33.3m、雨水貯留槽29基】
- ▶ 開発行為に伴う雨水処理の協議にて、事業者雨水流出抑制の指導を実施
- ▶ 暑熱による市民の健康被害を軽減するため、防災情報メールを活用した熱中症予防に関する注意喚起を実施
また、はちおうじまちなか避暑地を展開して、市民が利用できる涼み処を創出【まちなか避暑地設置数：131施設】
- ▶ 住宅等の室温上昇を防ぎ、熱中症対策を推進するため、外付け日よけ（シェード）・日射調整フィルムを設置する費用を補助【補助件数：23件】

<都市の緑化による暑さ軽減>

- ▶ 緑化による暑さの軽減を図るため、一定規模以上の開発・建築行為において、事業者緑化を義務付けるとともに、接道部への緑化を誘導
- ▶ 夏の暑い日差しを遮り、室温の上昇を抑えるみどりのカーテンについて、作り方を学ぶ講座やみどりのカーテンコンテストを開催し普及を推進【講座実施数：6回】

項目 \ 年度		R3	R4	R5	R6	R7
雨水浸透施設	浸透ます（基数）	71	49	91	38	40
	浸透トレンチ（m）	47.4	23.7	15.1	2.0	33.3
雨水貯留槽（補助基数）		43	60	57	48	29

雨水浸透施設等設置補助の実績



個人部門 郡山力郎さん

みどりのカーテンコンテスト 最優秀賞

天然資源の採取と材料・燃料・食料への加工は、全世界の温室効果ガス排出量の約半分、土地利用に関連する生物多様性損失要因の90%以上、粒子状物質による健康影響の約3分の1を占めていると報告されており、資源を上手く循環させることは、環境課題の解決に必須の取組です。

これまで市民・事業者・行政の協働により成果を上げてきた廃棄物の削減をより一層推進し、限りある天然資源の消費を抑えるとともに、地域の資源を地域で循環させる循環型社会の構築を目指します。

令和7年度の主な取組

- ▶ 食品ロス削減に向けてフードドライブの窓口を増設
- ▶ 不要品リユース実証事業による資源の再利用を推進
- ▶ 八王子市医師会や八王子薬剤師会と連携した在宅医療廃棄物の適正排出・適正処理を推進
- ▶ 学校給食での地場野菜の活用や公共施設等での多摩産材の利用による地域資源の循環を促進

指 標

3-1 サークュラーエコノミーに向けた取組の推進

指 標	計画策定時（令和4年度）	令和6年度実績	令和7年度実績	最終目標（令和15年度）
1日1人当たりのごみ総排出量	727g/人・日	691g/人・日	676g/人・日	710g/人・日
食品ロス焼却量	13,875t	13,800t	12,403t	10,000t 以下

3-2 地域資源の循環促進

指 標	計画策定時（令和4年度）	令和6年度実績	令和7年度実績	最終目標（令和15年度）
給食への八王子産野菜の使用率	34%	36.9%	41.2%	34%以上

<庁内環境調整委員会での総括評価>

令和7年度評価

A

- ・ 9割以上の施策が順調又は概ね順調に進捗している。
- ・ 指標について、「1日1人当たりのごみ総排出量」は目標を大幅に上回る結果を得られたが、今後の経済状況等によっては、ごみの増加が予想されるため、継続した達成が求められる。

<環境推進会議の意見>

- ・ 家庭ごみの減量に寄与するダンボールコンポストについて、更なる取組の加速を図るとともに、市民の理解醸成に向けた取組の充実が望まれる。
- ・ ナフサ需要のひっ迫等の状況を踏まえ、環境負荷の少ない包装材や容器への転換を推進することが望まれる。

施策の取組状況

3-1 サークュラーエコノミーに向けた取組の推進

①ごみ発生抑制と資源化の推進

<食品ロス対策の推進>

- ▶ 食品ロスの発生抑制に向け、ごみカレンダーアプリやSNSによる周知啓発を強化
また、食品ロス削減月間に市内小売店にPOPを掲示し、「てまえどり」の普及を促進【掲示店舗数：198店】
- ▶ 食料品販売店や飲食店などから発生する食品ロス削減のため、フードシェアリングサービス「タベスケHachioji」を運用するとともに、飲食店等との連携体制の構築を促進【タベスケHachiojiによる削減量：1,055kg】
- ▶ 家庭から提供される食品をフードバンク団体などへ寄付する「フードドライブ」を実施【提供量：216kg】
また、入れ替えが生じる備蓄食料をフードバンク団体などに提供【配布回数：250回】
- ▶ 生ごみの資源化に向け、ダンボールコンポスト等の講習会を開催【参加者数：363名】
また、小学生を対象としたダンボールコンポスト校内活用事業を実施【実施校数：5校】

<プラスチック資源循環の推進>

- ▶ プラスチックの資源化に向けて、プラスチックリサイクル事業者との意見交換を実施
- ▶ 石油由来プラスチックの使用抑制のため、おむつ専用袋とボランティア袋にバイオマスポリエチレンを配合



食品ロス削減に向けた周知啓発



ダンボールコンポスト講習会

施策の取組状況

3-1 サークュラーエコノミーに向けた取組の推進

<3Rの促進>

- ▶ ごみの発生抑制のため、マイバック・マイボトルの利用や代替素材などについて広く周知
- ▶ 資源の再利用を促進するため、事業者と連携した不要品リユース実証事業を実施【引渡し数：30,430品】
また、ひとり親家庭や児童養護施設卒業者にリユース品を譲渡
- ▶ 事業者における3Rの推進及び排出者責任の理解促進を図るため、資源化や食品リサイクルなどをテーマとした3R講習会を開催
- ▶ 産業廃棄物の不適正処理防止のため、産業廃棄物許可業者の事業場への立入検査や不適正保管に関するパトロールを実施
【立入回数：34回、パトロール回数：140回】

②持続可能なごみ処理体制の構築

<将来を見据えた収集・処理体制の整備>

- ▶ 高齢化社会の進展に対応するため、ごみを排出することが困難な高齢者世帯等を対象とした「ふれあい収集」を実施【対象件数：769件】
- ▶ 在宅医療廃棄物の適正排出を促進するため、医師会や薬剤師会と連携した周知を実施するとともに、薬剤師会との連携により在宅医療廃棄物（使用済み注射針）の適正処理を推進【回収量：1,896kg】
- ▶ 製品プラスチックの収集・資源化検討のため、処理施設の整備及び導入手法の調査研究を実施
- ▶ 増加が予測される紙おむつの資源化について、資源化事業者等との意見交換や研修等への参加により情報収集を実施

<災害時のごみ処理体制の確立>

- ▶ 災害時のごみ処理体制の強化に向け、図上訓練の実施や都主催の演習に参加



3R講習会の様子



ふれあい収集

施策の取組状況

3-2 地域資源の循環促進

①地域資源の有効活用

<地産地消の推進>

- ▶ 地域の生産者が作った農産物を地域で消費する「地産地消」推進のため、道の駅八王子滝山にて地場産農作物を販売
- ▶ 学校における地産地消の推進に向け、学校給食で八王子産野菜を活用
【給食への八王子産野菜の使用率：41.2%】

<木材の利用促進>

- ▶ 多摩産材の利用促進のため、公共施設への多摩産材利用促進プロジェクトを活用し、3施設に対して多摩産材を使用したわくわく平均台（あったかホール）、テーブル、椅子（八王子ボランティアセンター）、農産物販売台（道の駅八王子滝山）等を設置
【多摩産材使用量：約1.78m³】
- ▶ 木材の良さを啓発していくため、いちよう祭りで広く市民に多摩産材のPRを実施



道の駅八王子滝山



多摩産材を使用したテーブルと椅子

少子高齢化やライフスタイルの多様化などの社会状況の変化を踏まえて、みどりの多面的機能を地域コミュニティの醸成やまちのにぎわい創出など、市民生活の向上のために有効に活用する取組を推進し、市民の豊かな生活が実現する魅力と活力あるまちの実現を目指します。

また、本市の大気汚染や水質汚濁の状況は、法律、条例に基づく取組や事業者の努力により大きく改善してきました。今後も、市民の生活環境を保全するため、様々な公害に対する取組を進めます。

令和7年度の主な取組

- ▶ 地域コミュニティの醸成等に寄与する市民による花壇づくりに向け、講座や支援を実施
- ▶ 社会福祉協議会と連携し、生きづらさを抱えた方への支援として農地を活用した社会参加の場づくりを推進
- ▶ 雨水の流出を抑制するグリーンインフラとして雨庭（レインガーデン）を導入
- ▶ 大気汚染や水質汚濁等の状況をモニタリングするとともに、法律・条例に基づく指導等による公害対策を推進

指 標

4-1 自然の恵みを活かしたまちづくり

指 標	計画策定時（令和4年度）	令和6年度実績	令和7年度実績	最終目標（令和15年度）
自然とふれあう機会がある市民の割合	68.2%	69.9%	68.6%	78.0%
雨水貯留浸透量整備率	44.8%	47.0%	49.4%	60.0%以上

4-2 美しく快適なまちの保持

指 標	計画策定時（令和5年度）	令和6年度実績	令和7年度実績	最終目標（令和15年度）
まちの美観が保持されていると思う市民の割合	55.5%	58.9%	59.3%	65.0%

4-3 公害のない生活環境の実現

指 標	計画策定時（令和4年度）	令和6年度実績	令和7年度実績	最終目標（令和15年度）
光化学オキシダント濃度 (年間4番目に高い日最高8時間値の3年平均)	0.084ppm (2020~2022年度)	0.083ppm (2022~2024年度)	0.084ppm (2023~2025年度)	0.07ppm以下 (2031~2033年度)
市内8河川9地点のBOD環境基準達成率	達成率100%	達成率100%	達成率100%	達成率100%維持

<庁内環境調整委員会での総括評価>

令和7年度評価

A

- ・全ての施策が順調又は概ね順調に進捗している。
- ・指標について、「自然とふれあう機会がある市民の割合」は昨年度と比較して微減しているため、基本施策1や基本施策5と連携した取組を強化しつつ、さらなる機会の創出や参加促進を図る必要がある。

<環境推進会議の意見>

- ・自然とふれあう機会については、幼児期から保護者や地域の手で育むことが大切だと思われる。保護者の関心を高めることで、子どもの世代にもその関心を引き継ぐことができるのではないか。
- ・ごみの投棄は減少傾向にあるものの、依然として一定数見受けられることから、市民への啓発や対策の強化が望まれる。

施策の取組状況

4-1 自然の恵みを活かしたまちづくり

①自然環境を活かしたまちの潤い・賑わい創出

<地域の自然を活かした交流・つながりの促進>

- ▶ 公共花壇の制作について学ぶグリーンパートナー養成講座を開催し、地域の景観形成や地域コミュニティ醸成につながる空間づくりを推進【参加者数:29名】
また、市民活動により管理される地域モデル花壇や地域住民が主体的に花壇づくりに参加するコミュニティ花壇創出事業を展開
- ▶ 市民の余暇利用や憩いの場等のため、市民農園・ひよどり山農園を開設し、管理・運営を実施【利用者数:460名】
また、生きづらさを抱える方の居場所づくり等に農地を活用する農福連携として「はちまるファーム」を実施【延べ参加者数:398名】
- ▶ 市民の憩いの場となる公園づくりに向け、公園施設長寿命化計画に基づき、老朽化した公園遊具を更新【実施数:15公園15遊具】

<自然資源を活かした地域振興の促進>

- ▶ 市民が集い・安らげる場としての水辺活用に向け、南浅川を中心としたイベント「ミズカツ」を開催。【開催回数:1回】
また水辺活用協議会設立に向け準備を実施
- ▶ 日本遺産ストーリーや構成文化財の魅力向上のため、中学生・高校生が高尾山口駅周辺で外国人観光客にパンフレット等を手渡ししながら、日本遺産ストーリーや文化財を紹介するとともに市内のおすすめスポットのPRを実施。



グリーンパートナー養成講座



「ミズカツ」による水辺の活用

施策の取組状況

4-1 自然の恵みを活かしたまちづくり

②自然の機能を活かした都市の強靱化

<グリーンインフラを活かしたまちづくり>

- ▶ まちなかの雨水貯留浸透機能強化のため、住宅等への雨水貯留浸透施設の設置費を補助
また、公共事業における雨水貯留・雨水浸透対策として、消防団器具置場新築工事にあたり、雨水貯留浸透設備を設置
【浸透枳：6基、浸透トレンチ：18.5m】
- ▶ 市民・事業者と協働した分散型治水の体制構築に向け、雨庭施工・維持管理の講座を開催【実施回数：4回】
- ▶ 多様な主体による里山管理など、みどりの適正管理により土砂や雨水の流出抑制を図ったほか、農地バンク制度による遊休農地の発生抑制を推進
- ▶ 雨水の有効利用や流出抑制を図り、水資源の安定的な確保につなげるため、住宅等に設置する雨水貯留槽の費用を補助



富士森公園に設置した雨庭

4-2 美しく快適なまちの保持

①まちの美化の向上

<まちの美化の推進>

- ▶ 路上喫煙対策推進のため、西八王子駅・高尾駅周辺において喫煙マナーアップキャンペーンを実施
- ▶ 放置自転車対策推進に向け、巡回や継続的な店舗指導を実施するとともに、自転車駐車場の利用促進について周知
- ▶ 違法看板の削減を図るため、貼り紙等の違反屋外広告物の簡易除却を実施
また、安心・安全な歩行空間を確保するため、八王子駅及び西八王子駅周辺を主にパトロールを実施し、公道にはみ出している看板などを置く店舗に対し指導を実施【パトロール回数：12回】



市民・事業者との協働による喫煙マナーアップキャンペーン

施策の取組状況

4-2 美しく快適なまちの保持

<まちの美化の推進>

- ▶ 適正な屋外広告物に関する周知啓発のため、屋外広告業に関わる方を対象に、屋外広告物講習会を開催
【参加者数：28名】
- ▶ 管理不全の空き家や空き地の対策として、市民からの相談受付や助言等を実施するほか、所有者等に対して改善に向けた通知等を送付
- ▶ 住宅等における物の堆積などに起因する不良な生活環境改善に向け、パトロールや堆積した廃棄物の排出支援等を実施【パトロール・指導等回数：144回】
- ▶ 不法投棄の発生抑制に向け、監視カメラを設置するとともに、定期的なパトロールを実施【パトロール回数：219回】

<地域との協働による美化活動の促進>

- ▶ 公園や道路、水路等の美化活動等を行う市民グループ等を市が支援するアドプト制度を展開
また、大学ボランティアセンターと連携して水辺の水護り制度を学生に対して周知
- ▶ 美しい八王子をつくる会が町会・自治会等と連携して実施する「みんなの町の清掃デー」と「みんなの川と町の清掃デー」に協力



水路の清掃活動

年 度	R3	R4	R5	R6	R7
公園アドプト参加団体数	257	262	259	255	252
道路アドプト参加団体数	68	63	62	64	63
水辺の水護り制度参加団体数	31	35	35	37	38

アドプト制度参加団体数

名 称	実施日	参加数		ごみ回収量 (kg)		
		団体	人数	可燃	不燃	合計
みんなの町の清掃デー	5月25日	197	9,103	14,180	650	14,830
みんなの川と町の清掃デー	9月7日	181	8,102	13,970	710	14,680

令和7年度清掃デーの開催状況

施策の取組状況

4-3 公害のない生活環境の実現

①公害のない暮らしの実現

<良好な大気環境の保全>

- ▶ 大気汚染状況を把握するため、大気汚染測定室で常時モニタリングを実施するとともに、結果をホームページ等で発信
【モニタリング地点数：7か所】
- ▶ 大気汚染物質の排出抑制に向け、法律・条例に基づく規制対象施設に対する届出を審査等するほか、工場・事業場への立入検査を実施
【立入件数：25件】
また、移動発生源からの排出抑制のため、電気自動車普及のための公共施設への急速充電設備を設置 【設置数：14施設】
- ▶ アスベストの飛散防止のため、法律・条例に基づく規制対象施設に対する届出に応じて、解体現場等への立入検査を実施
【事前調査結果報告に係る立入件数：338件、養生確認立入件数：9件】
また、大気汚染測定室及びアスベスト除去工事の敷地境界等での大気濃度測定により、飛散状況を監視



大気汚染測定室

年 度	R3	R4	R5	R6	R7
大気汚染防止法	13	12	18	16	8
環境確保条例	13	11	16	16	8

アスベスト除去工事の届出件数

施策の取組状況

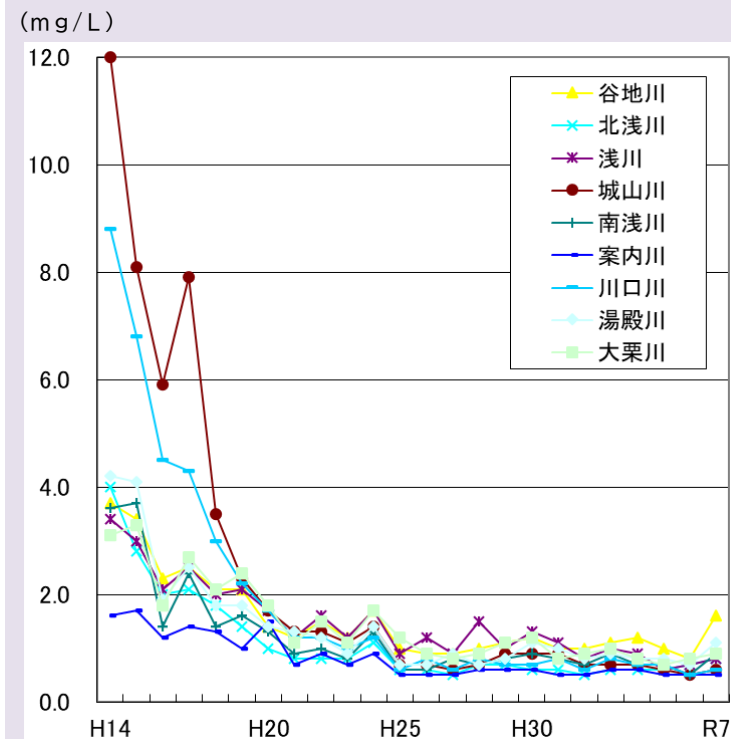
4-3 公害のない生活環境の実現

<良好な水質の保全>

- ▶ 水質汚濁状況を把握するため、河川及び地下水の水質測定を実施するとともに、結果をホームページ等で発信
【河川測定地点数：8河川9地点、地下水測定地点数：5か所】
- ▶ 生活排水による水質悪化を防止するため、公共下水道への未接続家屋に対して、広報による周知や戸別訪問により接続促進に向けた活動を実施し、浄化槽使用者に対して、浄化槽法に基づく3大義務（保守点検・清掃・法定検査）の徹底を周知【下水道接続率：98.9%】
また、公共浄化槽を設置し単独浄化槽使用者へ市設置浄化槽への切り替えを周知【設置数：1基】
- ▶ 水質汚濁物質の排出抑制を図るため、法律・条例に基づく届出等の事前審査や総量規制適用工場・事業場への立入検査を実施【立入件数：16件】

<騒音・振動の発生抑制>

- ▶ 工場や建設工事等に起因する騒音・振動の抑制に向け、事業者に対して法律・条例に基づく指導や助言を実施
- ▶ 自動車騒音の状況把握のため、主要幹線道路を対象として常時監視を実施するほか、結果をホームページ等で発信
【常時監視結果：測定地点15路線、環境基準達成率 昼：97%、夜：92%】



BOD75%水質値の推移

立入事業 場数	水質検査 回数	行政措置	
16	16	行政指導	4件
		改善命令	0件
		排水の一時停止命令	0件

水質検査を伴う立入調査結果

施策の取組状況

4-3 公害のない生活環境の実現

②化学物質によるリスクの低減

<有害化学物質の適正管理の推進>

- ▶ 揮発性有機化合物やダイオキシン類等の有害大気汚染物質について、汚染状況を把握するため、モニタリングを実施するとともに、結果をホームページ等で発信
また、清掃工場から排出されるガスのダイオキシン類を測定
- ▶ 化学物質の排出抑制を図るため、都条例に基づき事業者より適正管理化学物質の使用量等の報告を受付
また、適正管理化学物質を使用している工場・事業場への立入検査を実施し、適正管理等について指導
【立入件数：11件】
- ▶ 農薬などの化学物質による健康影響を防ぐため、国や都のリーフレットやガイドラインをホームページにより周知

<土壌汚染対策の推進>

- ▶ 土壌汚染の防止に向けて、法令で定められた化学物質を取り扱う事業場の廃止や大規模な土地改変等の際に、事業者や土地所有者に対して法律・条例に基づいた適正な対応するよう指導・助言を実施

年 度	R3	R4	R5	R6	R7	排出基準
戸吹清掃工場	0.21	0.20	0.15	0.34	0.33	1 ng-TEQ/m ³ N
館クリーンセンター	建設中	0.0087	0.0099	0.017	0.019	
北野清掃工場	0.082	0.15	廃止	廃止	廃止	

清掃工場におけるばい煙中のダイオキシン類濃度

大 気

地点	結果	環境基準（年平均）	測定回数
片倉町	0.0070	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	4 (5・8・11・1月)
大楽寺町	0.0076		

土 壌

地点	結果	環境基準	測定回数
公園（堀之内二丁目）	2.1	1,000pg-TEQ/m ³ 以下	1 (10月)
公園（狭間町）	4.1		
公園（狭間町）	1.9		
公園（館町）	0.25		
公園（館町）	4.4		
公園（寺田町）	1.7		

河川水質

地点	結果	環境基準（年平均）	測定回数
谷地川（下田橋）	0.030	1pg-TEQ/m ³ 以下	2 (6・9月)
湯殿川（春日橋）	0.033		
浅川（中央道北浅川橋）	0.026		

河川底質

地点	結果	環境基準	測定回数
谷地川（下田橋）	1.8	150pg-TEQ/m ³ 以下	1 (9月)
湯殿川（春日橋）	0.26		
浅川（中央道北浅川橋）	0.43		

ダイオキシン類調査結果

環境問題による影響を次世代に残すことなく、良好な環境を引き継いでいくためには、一人ひとりの環境意識を高め、環境配慮行動につなげることが求められます。そのため、環境に関する情報発信と効果的な啓発をはかりながら、環境配慮行動の基盤となる環境教育・環境学習を推進することで、あらゆる世代が環境に配慮できる暮らしの実現を目指します。

また、持続可能な社会の実現に向けた体制づくりに向け、人材育成や多様な主体とのパートナーシップの構築を推進し、環境保全に向けた行動の環を広げていきます。

令和7年度の主な取組

- ▶ 市民の環境配慮意識の向上を図るため、環境フェスティバル等、気軽に環境について知る機会を創出
- ▶ 子どもへの地域の川やみどりでの自然体験の機会を充実させるため、環境教育支援事業を展開
- ▶ 環境保全活動や環境教育支援の充実化を図るため、講習会や講座等の実施により担い手を育成
- ▶ 環境保全等における産学官民の連携促進に向け、環境ネットワーク交流会を開催

指 標

5-1 環境について知る機会の創出

指 標	計画策定時	令和6年度実績	令和7年度実績	最終目標（令和15年度）
環境に関する講座・講演への参加数	32,194人／年 (令和4年度)	45,556人／年	60,434人／年	35,000人／年
生物多様性の周知度	39.9% (令和5年度)	36.3%	33.8%	55.0%

5-2 環境に配慮した暮らしの実現

指 標	計画策定時	令和6年度実績	令和7年度実績	最終目標（令和15年度）
生物多様性や豊かな生活環境の保全のために行動した市民の割合	79.4% (令和4年度)	69.3%	69.3%	90.0%
市民1人当たりの二酸化炭素排出量	3,480kg - CO ₂ (令和2年度値)	3,470kg - CO ₂ (令和4年度値)	3,260kg - CO ₂ (令和5年度値)	2,340kg - CO ₂ 未満

<庁内環境調整委員会での総括評価>

令和7年度評価

B

- ・ 9割以上の施策が順調又は概ね順調に進捗している。
- ・ 指標については、「生物多様性の周知度」及び「生物多様性や豊かな生活環境の保全のために行動した市民の割合」の進捗に改善が見られないことから、周知等を図るべき対象者の特性を踏まえた効果的な取組が求められる。

<環境推進会議の意見>

- ・ 生物多様性の認知度向上のために、「生物多様性」という言葉をリーフレットなどの啓発資料等に積極的に掲載することで、市民の目に触れる機会を増やすことが重要と考えられる。また、生物多様性の意味が難しいため、子どもにも理解しやすい言葉で示す必要がある。
- ・ 環境に関する講座等の参加者数は増加しているが、生物多様性の周知度や市民の行動に結び付いていないため、講座等の内容を精査するとともに、世代別や課題別のイベント等の実施を検討してはどうか。

施策の取組状況

5-1 環境について知る機会の創出

①学びと体験機会の拡充

<環境教育・環境学習の充実>

- ▶ 市民が環境について気軽に知り、考える機会を創出するため、環境フェスティバルや自然体験講座、自然観察会等を開催
【環境フェスティバル来場者数：約14,000人】
- ▶ 子どもから大人まで幅広い年代層への環境教育・環境学習の充実を図るため、北野環境学習センターを活用した講座を開催
また、北野環境学習センター内の生きもの展示室にて生体展示等を通じた生物多様性の周知啓発を展開【生きもの展示室来場者数：32,312人】
- ▶ 事業者や団体等が提供している環境分野に関する講座を紹介する環境教育プログラムガイドブックを発行
- ▶ 教育現場における環境教育の充実に向け、環境市民会議と連携した、学校や地域特性に応じた環境教育支援事業を実施
【実施回数：27校28回、参加児童数：1,677名】
また、全市立小・中・義務教育学校で年間指導計画に環境教育を学習に位置づけるほか、夏季教員研修で浅川を題材にした教員研修を実施
- ▶ 小学生を対象とした環境副読本「はちおうじこども環境白書」や「きれいなまち八王子」、「八王子の川と友だちになるノート」を発行
また、小・中学生を対象とした消費者教育副読本を発行
- ▶ 小学4年生児童による「ごみ問題啓発ポスター」を募集し、八王子駅北口地下自由通路に掲示【参加校：21校、参加児童数：1,071名】



環境教育に関する冊子



環境教育支援事業の様子

施策の取組状況

5-1 環境について知る機会の創出

<自然体験の機会の創出>

- ▶ 上川の里及び東京都保全地域において親子向けの里山体験イベントを開催
【参加者数：22名】
また、「体験の機会の場（佐川急便株式会社「高尾100年の森」）」と連携した親子向けの里山体験イベントを開催【参加者数：27名】
- ▶ 小学生とその保護者を対象に川遊びや生きもの観察を行う「八王子浅川ガサガサ探検隊」を開催【参加者数：143名】
- ▶ 農業者やJA八王子と連携・協力した稲作体験や収穫体験等を開催
【参加者数：515名】
また、宮嶽池を親水施設として整備するとともにイベントを開催
【参加者数：約77名】



「上川の里」における里山体験イベント

②環境に関する情報発信と啓発の推進

<環境情報の発信>

- ▶ 市の環境に関する情報の発信について、環境の現状と環境基本計画に基づく施策の実施状況を明らかにするため「八王子市環境白書」を発行
また、事業活動における環境配慮の取組状況に関する説明責任を果たすため、環境配慮の方針や目標等をまとめた「環境報告書」を発行
- ▶ 環境に関するイベントや補助金に関する情報等を広報やホームページ、SNS、アプリ等の多様な媒体を活用して発信



八王子浅川ガサガサ探検隊

施策の取組状況

5-2 環境に配慮した暮らしの実現

①環境配慮につながるライフスタイルへの変容促進

<市としての率先行動の推進>

- ▶ 物品購入における資源やエネルギー消費の抑制を図るため、グリーン調達を取組を推進
- ▶ 市役所での地球温暖化対策の取組を推進するため、ゼロカーボン指針を策定し、監査等を実施

<市民・事業者への行動変容の促進>

- ▶ エシカル消費の普及啓発を図るため、消費生活フェスティバルでの出展やファッションロス等に関する講演会を実施
【講演会参加者数：100名】
- ▶ 環境配慮行動の促進に向けて、ナッジ理論を応用した行動変容を促す取組である「デコ活」を省エネチャレンジに取り入れて実施
【省エネチャレンジ参加数：5,047世帯、CO₂削減量約14,645kg】
（一般家庭：713世帯、CO₂削減量約7,908kg）
（小中学校：4,334世帯、CO₂削減量約6,737kg）
- ▶ 地球温暖化防止の普及啓発のため、クールセンター八王子や地球温暖化防止活動推進員と連携した省エネ講座等を開催
【講座回数：61回、参加者数：1,876名】



八王子市ゼロカーボン指針



地球温暖化防止普及啓発の省エネ講座

施策の取組状況

5-2 環境に配慮した暮らしの実現

②持続可能な社会の形成にかかわる人材の育成・支援

<担い手の育成・支援>

- ▶ 身近な地域における市民等の自発的な環境保全活動等を支援するため、環境市民会議の活動資金を補助するとともに、八王子駅北口地下自由通路、SNS等を通じた会員募集を実施
また、活動内容の周知啓発に向け、環境パネル展を開催
- ▶ 市民による里山管理や生ごみリサイクル等、環境保全に関わる取組の推進に向け、講習会等を開催
- ▶ 小・中・義務教育学校を対象に実施する環境教育支援事業の支援者育成のため、川に関する基本的な知識や技術等を学ぶ「環境学習サポーター養成講座」を開催【修了生数:14名】



環境パネル展

③多様なパートナーとの連携の強化

<地域との連携の推進>

- ▶ 産学官民の連携による環境保全に関するネットワークの構築を目指し、環境ネットワーク交流会を開催【開催回数:2回】
- ▶ 公園や道路、水路等の美化活動等を行う市民グループ等を市が支援するアドプト制度を展開



環境ネットワーク交流会

施策の取組状況

5-2 環境に配慮した暮らしの実現

<広域的な連携の推進>

- ▶ 大学コンソーシアム八王子の活用など、多くの大学が立地する学園都市としての特徴を生かし、学生を対象とした斜面緑地保全ボランティア活動の開催により、環境保全についての周知・啓発を推進
【開催回数：1回、参加学生数：15名】
- ▶ 大学と連携した生物多様性の保全を推進するため、大学緑地の自然共生サイト認定促進に向けたヒアリング調査と技術的支援を実施
【ヒアリング校数：2校、技術的支援実施数：1校】
- ▶ 広域的なみどりを水系の保全や活用を目的に、多摩・三浦丘陵を有する自治体による「多摩・三浦丘陵に関する緑と水系に関する広域連携プラットフォーム」に参加
- ▶ 民間事業者との協働を進めるため、佐川急便株式会社が所有する「高尾100年の森」での里山体験講座を開催するほか、自然共生サイトの認定について周知
- ▶ 一般財団法人セブン・イレブン記念財団が運営する「高尾の森自然学校」について、東京都、事業者との協定に基づき、保全活動やイベント等の周知を協力
- ▶ 上川の里特別緑地保全地区の保全と活用推進のため、企業やNPO等と連携した維持管理やイベントを実施
【企業主催市民対象イベント参加者数：102名】



「高尾100年の森」における里山体験



高尾の森自然学校

第4章

地域の行動

環境市民会議の取組

地域の環境を保全し、回復させるには、市の環境施策を推進するとともに、市民・事業者の自発的な環境保全活動が不可欠となってきます。

環境基本計画では、地区ごとにめざす環境の姿を定めるとともに、地区の環境の現状・課題を整理し、その解決に向けた主な取組などを「地域の行動」として示しています。この地域の行動は、環境市民会議によって策定されたものです。

本章では、環境市民会議が各地区においてそれぞれ調査した環境の現状と、一年間の活動や取組を報告します。皆さんが住んでいる地区の身近な環境について、「知る、考える、行動する」きっかけとなれば幸いです。

環境市民会議とは？

環境市民会議は、八王子市環境基本条例に基づき、市内を6地区に分け、各地区の市民・事業者によって自発的に環境保全活動を実践する組織として設立されました。市民・事業者が自ら、身近な環境について話し合い、地区内の環境をより良くするために行動しており、小・中学生を対象とした環境教育の支援や自然体験講座、省エネ教室、ごみの分別講座等の活動を行うなど、地域における環境保全活動に積極的に取り組んでいます。

6 地域の位置図



中央地区環境市民会議が調べた環境の現状

中央地区は、えきまえテラスの完成や八王子駅南口集いの拠点の整備開始、また各地域におけるマンション建設の進行により変化しつつあります。中央を流れる浅川周辺は災害時でも安心して過ごせるよう整備され、市民の散歩、憩いの場となっています。その浅川において定期的にごみ拾いや生物の調査、水質検査等を実施することで、皆が気持ち良く過ごすことができ、景観を保つ努力をしています。しかし、人目に付きづらい箇所は、不法投棄やごみが残されている状況ですが、小学生向けの川の学習や自然観察会等を通し、誇れるまちにしていく活動を継続します。

中央地区の主な取組

①地球温暖化防止のためのライフスタイルの推奨

- ▶ 地球温暖化防止活動推進員として家庭グループの打ち合わせを実施
- ▶ 家庭の省エネ講座を4回企画するほか、学童保育所にて、地球温暖化防止の大切さについて楽しく学べる出前講座を計24回開催
- ▶ 中野七夕まつりなどで、温暖化防止について自分事としてとらえてもらうための周知啓発を実施



学童保育所での出前講座

②海洋プラスチック問題等環境負荷問題への対応

- ▶ 浅川河川敷において清掃活動を計4回実施し、延べ32名が活動
- ▶ 環境フェスティバル、市民センターまつり、いちよう祭りに参加し、ごみが環境負荷にならないような生活への転換について周知啓発を実施するとともに、海洋プラスチック問題についてクイズを用いて問題の大きさを伝え、普段の生活でなるべくプラスチックの依存を減らした生活を推奨
- ▶ 地区内の居住区域において、年2回、3地点を対象に簡易測定により二酸化窒素測定調査を実施



浅川・川口川での清掃活動

中央地区の主な取組

③エコひろば・八王子浅川水辺の楽校運営協議会と連動した環境教育活動の支援

- ▶ 総合的な学習などを活用した環境教育支援事業である「川の学習」について、小学校8校（参加児童数：542名）に対して支援を実施
また、「みどりの学習」について、小学校1校（参加児童数：23名）に対して支援を実施
- ▶ 川に関する基本的な知識を学び、市内小学校等の環境教育を支援する人材を養成する「川の学習サポーター養成講座」に講師として参加するほか、「川の学習支援者スキルアップ講座」への支援を実施
- ▶ 八王子浅川水辺の楽校運営協議会の活動支援として、ガサガサ探検隊やイベントでの支援を実施し、延べ25名が活動
- ▶ 浅川の野鳥観察やメタセコイア化石観察、小宮公園の植物観察などを行う「自然体験講座」を計4回（参加市民数：延べ66名）開催



「川の学習」の様子

④まちのみどりの保全

- ▶ 明神町なかよし公園のアドプト制度に登録し、第4小学校児童、町会などと協力した花壇の維持管理を実施
- ▶ 環境グリーンマップを600部増刷し、参加イベントで配布



「自然体験講座」の様子

中央地区の主な取組

⑤河川を対象に巡回・調査・保全活動

- ▶ 浅川、山田川などで河川巡回を計14回実施し、延べ21名が活動
また、河川巡回で見つかった課題別巡回（ごみ回収、監視、草花や野鳥の観察）を計16回実施し、延べ26名が活動
- ▶ 河川のごみ回収活動に延べ51名が参加し、可燃ごみ計63袋、不燃ごみ計15袋を回収
- ▶ 4河川を対象に河川調査（水質・水生生物）を計8回実施し、延べ23名が活動
また、浅川沿いの湧水集水溜り調査（流量・水質・水生生物）を計6回実施し、延べ15名が活動
- ▶ 調査地の自然環境保全活動として、草刈り・整備作業を計15回実施し、延べ45名が活動

⑥緑地保全活動への支援活動

- ▶ 館クリーンセンター内緑地保全活動（館さとやまクラブ）と連携し、場内の草刈り、枯れ木伐採、腐葉土作成、サクラの植樹、園路の整備、竹林の整備などを計14回実施し、延べ20名が活動
- ▶ 他地区の竹林整備作業支援を計2回実施し、延べ2名が活動

特色のある取組

- ▶ 中野北小学校の総合学習プロジェクトでビオトープ作成を支援
- ▶ 生涯学習フェスティバルにて木の实クラフトを実施し、八王子市における樹木の多様性についての認知を拡大



「河川の水質調査」の様子



「ビオトープ」水辺の環境づくりの様子

北部地区環境市民会議が調べた環境の現状

地区の東エリアは住宅地が広がっており、中には保全緑地として昔からの緑が保存されている箇所も見られます。西エリアは南・北加住丘陵に代表される豊かな緑が残っていますが、手入れが行われていない樹林地も存在しています。地区の中央には谷地川が流れ、上流では昔からの自然護岸が残っています。中流域では護岸工事が進められています。

また、中央エリアは国道16号・20号、16号バイパス、新滝山街道のほか、中央自動車道八王子ICも近く、交通の要衝となっています。近年は、大気汚染濃度は改善傾向にありますが、16号バイパスの一部ではまだ数値が高い地点が見られます。また、八王子IC北側では大型商業施設の開発が進み、交通量の増大が予測されているため、大気汚染の状況を注視しています。

大気や水質の測定を継続しており、改善が進んでいますが、近年では、有害とされる外来植物の拡散も確認されています。特にアメリカオオアザミは、身体に直接的な被害を与えるおそれがあり、生長が早いニワウルシについても増加が確認できたので、在来種への影響や河川水害への影響も調査する必要があります。

北部地区の主な取組

①谷地川の調査と清掃活動

- ▶ 谷地川の水質調査（COD、pH、電気伝導度、水温、流量）を計4回実施
- ▶ 谷地川の環境を市民に理解してもらうため、環境フェスティバル及び石川市民センター文化祭で谷地川の生物を展示
- ▶ みんなの川と町の清掃デーと合わせて、地元自治会と協働して谷地川の清掃活動を実施

②緑地保全活動

- ▶ 地区内の環境活動団体と協働し、都の緑地保全地域及び市の緑地等（計6か所）で、保全・整備活動を実施



谷地川の調査地点(新旭橋)

北部地区の主な取組

③環境教育・環境学習などの推進

- ▶ 楽しみながら自然を体験し学ぶ場を提供するため、市内の他団体と協働して、大和田小学校、第八小学校、中野区在住の青少年を対象に、里山林の意義と活用の仕方を学ぶ活動を3回実施
- ▶ 大谷緑地において、東京都環境公社が主催する自然体験プログラム「里山へGO」について、他団体と協働し、計2回実施
- ▶ 東京都環境公社が主催する「東京グリーンシップ・アクション」に参加し、計6社の法人に対して、緑地保全活動の機会を提供
- ▶ 総合的な学習などを活用した環境教育支援事業である「川の学習」について、小学校1校（参加児童数：24名）に対して支援を実施
- ▶ 滝山城跡や二宮神社等を巡る「自然体験講座」を計2回（参加市民数：延べ30名）開催
- ▶ 八王子駅南口総合事務所において、環境市民会議・エコひろば合同開催の環境パネル展に参加し、地区の自然環境や取組について周知

④大気汚染測定

- ▶ 地区内の幹線道路などにおいて、年2回、45地点を対象に、簡易測定により二酸化窒素測定調査を実施



中央道脇のニワウルシ



八王子IC北で開発が進む商業施設

北部地区の主な取組

⑤地域との協働活動の推進

- ▶ 環境フェスティバルに出展し、大型モニターを活用した北部地区活動の紹介や外来種アメリカオニアザミの駆除活動を紹介
- ▶ 地域市民に活動内容や地区の自然環境について周知するため、加住市民センター及び石川市民センターで、パネル展示や谷地川の生物展示を実施
- ▶ 外来種である「アメリカオニアザミ」の駆除に向け、周知啓発用パンフレットを他地区の土地管理者へ配布するとともに駆除を実施



緑地での萌芽更新の説明

特色のある取組

- ▶ 外来種である「ニワウルシ」について、分布調査を行うとともに関係部署に情報を提供
- ▶ より効果的な情報提供や活動の認知向上に向け、北部地区環境市民会議のホームページを更新



北部地区環境市民会議のHP

西部地区環境市民会議が調べた環境の現状

西部地区は、西側から市街地に向かっていくつかの丘陵と北浅川や川口川が流れ、今熊山、金剛ノ滝、天合峰があり自然に恵まれた地域と言えます。これらの自然を守るため、大気汚染測定、川の水質調査、里山保全活動を行った結果、さまざまな生物が戻りつつあります。

当地区では「八王子市みどりの基本計画」に則り、八王子市景観100選に選ばれた「上川の里特別緑地保全地区」を環境教育の場として活用し、学習資料も兼ねたマップ作成も進めています。この里山は、四季折々の花が楽しめ、6月にはホタルが飛び交い、秋には棚田が黄金に輝き癒やされる場所です。

西部地区の主な取組

①環境教育の支援活動

- ▶ 総合的な学習などを活用した環境教育支援事業である「川の学習」について、小学校6校（参加児童数：368名）に対して支援を実施
また、「みどりの学習」について、小学校1校（参加児童数：9名）に対して支援を実施
- ▶ 式分方小学校の4年生を対象とした環境教育において、生ごみの減量や堆肥としての生ごみの再利用などを通じて、ごみ減量の意識を向上させるための学習支援を計6回実施（参加児童数：55名）し、延べ24名が活動

②自然体験講座

- ▶ 高尾の森自然学校での自然散策や晩秋の元八王子地区を巡る「自然体験講座」を計2回（参加市民数：延べ13名）開催



川の学習

西部地区の主な取組

③里山、河川、公園の環境保全活動

- ▶ 上川の里特別緑地保全地区において、田んぼの維持管理や上川口小学校の児童を対象にした稲作体験授業の支援、ホタル観賞会などを実施し、延べ15名が活動
また、市が主催する親山里山探検隊（参加市民数：26名）の実施に協力
- ▶ あらい公園の清掃活動を計5回実施し、延べ14名が活動
- ▶ 大沢川及び城山川の清掃活動を計6回実施し、延べ29名が活動

④河川と湧水の水質調査

- ▶ 「身近な水環境の全国一斉調査」に協力し、大沢川水系及び城山川水系10地点の水質調査を実施するとともに、地区内の湧水や大沢川水系・城山川水系11地点の水質調査を実施し、延べ6名が活動

⑤大気汚染測定

- ▶ 高尾街道、陣馬街道の主要道路付近を中心とした地点において、年2回、12地点を対象に、簡易測定による二酸化窒素測定調査を実施し、延べ16名が活動

特色のある取組

- ▶ 環境フェスティバルに参加し、「上川の里」の植物や昆虫、両生類などの貴重な写真や図鑑を展示・配布し、川口地区の豊かな自然をPRした



親山里山体験



上川の里における稲作体験授業支援

西南部地区環境市民会議が調べた環境の現状

高尾山は年間300万人が訪れる、豊かな自然や史跡などの宝庫です。当地区では、自然観察や環境パトロールを行い、植生・生きもの・景観・周辺の案内板などの変化を記録するとともに、保全関係者と情報交換の機会を作り、意義のある調査活動をめざしています。

湯殿川では、水辺環境の改善によって多様な水生生物が見られるようになり、蛍の生息域は年々広がっています。しかし、粗大ごみやプラスチックごみが多いため、地域と協力して川の清掃に取り組んでいます。一方、南浅川では、近隣の町会と協働で川床のごみ拾いなどを行い、水辺環境の改善に努めています。川の生きもの調査をスタートして3年目、南浅川は異常気象の影響で瀬切れが近年続いており、川の生態系にどのような影響を及ぼしているか定期的に調査を行っています。

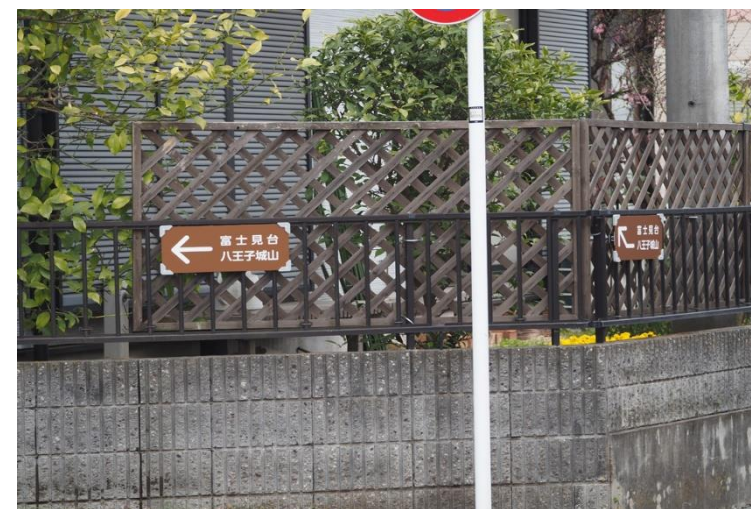
西南部地区の主な取組

①高尾山の環境保全活動

- ▶ 登山道の安全性や景観確保についてのパトロールを2回実施し、延べ12名が活動
- ▶ 裏高尾における道標設置について、提案会及び設置場所選定会議に参加するとともに新たに3か所に設置
- ▶ 高尾山の自然環境や生態調査に関する自然観察会を実施し、5名が活動
- ▶ 高尾山展望台の剪定説明会に2名が参加し、ブナの保護を確認

②地域の宝の掘り起こし

- ▶ 地区の巨木・銘木に関するマップを改訂し、各種イベントで配布



裏高尾小仏街道に設置の道標

西南部地区の主な取組

③里山の保全活動

- ▶ 親子向け里山体験や小仏川沿いの野草観察を行う「自然体験講座」を計2回（参加市民数：延べ35名）開催
- ▶ 館町緑地保全地域（池の沢）の動植物観察会を関係団体との協働により実施し、5名が活動
- ▶ 関係団体との協働により、池の沢におけるホタル調査を実施

④親しみのある水辺環境の構築

- ▶ 「身近な水環境の全国一斉調査」に併せて、7河川18地点の水質を調査し、5名が活動
- ▶ 湯殿川と南浅川の清掃活動に延べ15名が参加し、可燃ごみ3袋、不燃ごみ1袋、有害ごみ1袋などを回収
- ▶ 水辺の環境調査としてホタルの飛翔調査を35日間実施
また、特定外来生物「アレチウリ」の調査と定期的な駆除活動を実施し、延べ28名が活動
- ▶ 水生生物調査を計3回実施し、延べ9名が活動

⑤生活環境保全

- ▶ 地区内の幹線道路などを対象に、年2回、25地点を対象に、簡易測定により二酸化窒素測定調査を実施し、延べ12名が参加
また、5年分の測定データを取りまとめ、環境パネル展で公開
- ▶ 殿入中央公園周辺において不法投棄パトロール及び清掃活動を6名で実施し、可燃ごみ6袋、不燃ごみ3袋を回収



小仏川沿いの早春の野草観察会



湯殿川の清掃活動（みんなの町の清掃デー連携）

西南部地区の主な取組

⑥環境教育支援

- ▶ 総合的な学習などを活用した環境教育支援事業である「川の学習」について、小学校6校（参加児童数：484名）に対して支援を実施
また、「みどりの学習」について、小中学校各1校（参加児童数：222名）に対して支援を実施

⑦地域の活動との連携

- ▶ いちよう祭りにおいて発生するごみの分別指導や学生を対象としたごみ分別の事前説明会の開催など、計4日間で延べ20名が活動
- ▶ 環境フェスティバルや環境パネル展、3市民センター祭り（長房、横山南、浅川）に参加し、水生生物や活動内容を周知する展示を実施

特色のある取組

- ▶ 南多摩西部建設事務所と湯殿川及び南浅川の環境維持及び利活用に関わる協定を締結するとともに、湯殿川の不法投棄等の通報を5回実施
- ▶ 湯殿川の10橋に不法投棄防止を目的とした児童作成のポスターを掲示



環境フェスティバル（出展ブース）



湯殿川の10橋（児童作成ポスター掲示）

東南部地区環境市民会議が調べた環境の現状

数年前から発生し始めたナラ枯れの被害は深緑の中に枯れ木が点在し、強風で落枝や倒木の危険があります。この現象は長い間、手入れされなくなった里山の各所で見られ、継続的な山の手入れの必要性を感じます。また、雑木林に竹が侵入して里山としての維持が難しくなっています。手入れをする担い手が不足し、みどりの減少とともに深刻な問題です。

ここ数年の河川の状況は、浅川、湯殿川、兵衛川、山田川、寺田川の14地点で行った水質調査によると、COD値は1～3mg/Lを示し、きれいです。しかし、橋の下や河川に降りられる場所ではごみのポイ捨てが多く、モラルの悪さを感じます。その中にはプラスチックごみが多く、川から海へと流れ、マイクロプラスチック問題となっています。人間がしたことが魚だけでなく、水鳥や人体にも害を及ぼすのです。河川や町の清掃を地道ながら参加することでこの問題を自分事として捉えることが重要です。

大気汚染調査は年2回、地区内9地点を継続して行っていますが、昨年より良い傾向になっています。国道16号バイパス付近はやや上昇みで注視していく必要があります。

東南部地区の主な取組

①駅周辺のきれいさ評価や公園、川、町の清掃活動

- ▶ JR片倉駅や八王子みなみ野駅など地区内の6駅において、駅周辺の清掃及びごみの分類、数量を集計する「きれいさ評価」を年2回実施し、延べ15名が活動
- ▶ 公園アドプト制度を活用し、大塚山公園の清掃を年9回実施し、延べ30名が活動

②河川の水質調査と大気汚染調査

- ▶ 「身近な水環境の全国一斉調査」にて、5河川14地点の水質を調査し、5名が活動
- ▶ 地区内の幹線道路などにおいて、年2回、9地点を対象に、簡易測定により、大気汚染測定（二酸化窒素測定）調査を実施



水質調査の様子

東南部地区の主な取組

③環境フェスティバル・市民センターまつりへの出展

- ▶ 地域住民の環境への関心を高めるため、環境フェスティバルや市民センターまつり、環境パネル展で会の活動内容や地区内の自然環境に関する啓発活動を実施し、延べ34名が活動

④子どもたちに環境をテーマとした講座の開催・ 川の学習支援、みどりの学習の支援

- ▶ クールセンター八王子との共催により、太陽熱の実験などを行う親子向けの「ソーラークッキング」を開催（親子10組参加）し、8名が活動
- ▶ 総合的な学習などを活用した環境教育支援事業である「川の学習」について、小学校1校（参加児童数：41名）に対して支援を実施
また、「みどりの学習」について、小学校1校（参加児童数：39名）に対して支援を実施

⑤地域の自然や歴史の調査、勉強会、自然体験講座の実施

- ▶ 片倉城跡公園の草花観察や野鳥観察、宇津貫緑地の里山探検などを行う「自然体験講座」を計3回（参加市民数：延べ56名）開催

特色のある取組

- ▶ 宇津貫緑地において、新竹の整備や古竹の伐採などの竹林整備を継続して実施しており、参加者も増えている。令和7年度は3回実施。



自然体験講座



整備後の竹林と横断幕

東部地区環境市民会議が調べた環境の現状

東部（旧由木村）地区の北側は多摩丘陵が東西に走り、南側は多摩ニュータウンとして、それぞれにみどりの景観が形成されています。昭和57年に「南陽台の自然を守る会（現：多摩丘陵の自然を守る会）」が発足して以来、およそ40年に渡り、多くの住民の努力によって、多摩ニュータウン・由木の里山保全活動が続けられてきました。清浄な空気や水の供給源である、みどり連なる多摩丘陵の里山を維持することで、人の生活と多様な生きものの生活環境を守ることができます。環境省が指定する重要里地里山500のうち2か所が当地区にあり（都内では8か所）、別所にある長池公園（面積9.8ha）、堀之内にある堀之内寺沢里山公園（面積5.2ha）が整備されています。

また、同じく堀之内にある宮嶽谷戸においては、都から市に管理が移管されたことに伴い設置された市が管理する宮嶽池は、宮嶽池検討整備に関する地元懇談会（当会より委員を2名選出）での議論も踏まえ、一定の整備が令和6年に完了し、地域の新しい環境活動の場として利用が期待されています。

里山農業クラブ・八王子由木メカイの会を中心に活動してきたメカイ作りが令和5年3月に「南多摩のメカイ製作技術」として都の無形民俗文化財・生活技術の指定を受け「八王子由木メカイの会」が技術保存団体に認定されました。

東部地区の主な取組

①里地里山の保全活動

- ▶ 長池公園や沖ノ谷戸公園などの水田で、畔塗・代掻きなどの管理作業や稲刈り・脱穀などの収穫体験を子どもが参加可能な活動として実施
- ▶ 雑木林の整備推進のため、植樹や炭焼きを実施するとともに、会員の安全教育を実施
- ▶ 宮嶽谷戸にて自然体験や竹工作などを行う里山の自然体験会を東京都環境公社などとの協働により開催（参加市民数：20名）
- ▶ 地域の保全活動団体や学生ボランティアとの協働により、宮嶽谷戸や大柴原谷戸の整備活動を実施
- ▶ 地域の伝統的な民俗習慣の継承に向け、門松やしめ縄作り、どんど焼きなどを実施



宮嶽池

東部地区の主な取組

②豊かな緑の環境維持

- ▶ 地域の清掃活動として「みんなの町の清掃デー」、「みんなの川と町の清掃デー」に参加

③環境のモニタリング

- ▶ 由木地区内の居住区域において、年2回、6地点を対象に、簡易測定により二酸化窒素測定調査を実施
- ▶ 「身近な水環境の全国一斉調査」にて、大栗川や太田川など7地点での水質を調査

④環境教育の支援

- ▶ 長池公園にて、稲作と里山の自然についての学習を行う田んぼの学習を小学校1校に対して計5回実施
- ▶ カイコの飼育や絹に関する文化について学ぶカイコ・シルクに関する学習を小学校3校で実施
- ▶ 東京都指定無形民俗文化財（民俗技術）であるメカイ製作技術について、小学校1校での講話及び実演会を実施



みんなで楽しんだ代掻き



里山（宮嶽谷戸）のヤマユリ

東部地区の主な取組

⑤市民による豊かな自然の理解の増進

- ▶ 樹木マップやみどりの道のマップなどの各種マップや地域の動植物に関するクリアファイル・写真はがきなどを発行
また、「由木地区里山の植物誌」や「由木地区 里山の野鳥」などのリーフレットを作成し、市民センターまつり等で配布
- ▶ 多摩丘陵の植物観察などを行う「自然体験講座」を2回（参加市民数：延べ52名）開催
- ▶ 活動の成果などの周知のため、ウェブサイトの定期的な更新を実施
- ▶ 長池公園にて、絹や和紙など里山の文化に関する体験イベントを多数開催

特色のある取組

- ▶ 毎月、会員又は外部の方を講師として、環境に関する学習会を開催



「由木地区 里山の野鳥」の表紙

令和7年度における環境市民会議各地区の活動実績に基づき、地区の活動実績をその地区で総括的に評価したものと、その評価に対する環境推進会議での意見を掲載しています。

<中央地区環境市民会議での総括評価>

今までの取り組みを継続実施、発展させてきた。今年度は、初めて実施する活動も多く、充実した活動が出来た。ビジネスチャットツールを連絡や資料掲載で活用することで、ペーパーレス化と郵便料金の削減、会員の負担軽減を図れた。

<北部地区環境市民会議での総括評価>

豊かな緑や安全・安心な環境を守るため、地区の取組に加え、パトロールを実施した結果、生活を脅かす外来植物の侵入が進んでいることが目立った。特に「アメリカオニアザミ」については、土地の管理者や関係部署に通報することで認知を進めたことが評価できる。また、「ニワウルシ」の侵入・繁殖が多数確認され、河川敷での駆除が困難なため、水量が増加した際に河川の流れを阻害し、被害の増大につながるということが予測されることから、早急な対応の認知を広めたことは評価できる。

<西部地区環境市民会議での総括評価>

西部地区は広大であるため、地域会員の補強が早急に必要。高齢化からも、今後は地域自治会などと連携し、会員増強の活動を実施していかなければならない。

<西南部地区環境市民会議での総括評価>

高齢等の理由から常時活動できる会員は10名以下になり、いちょう祭りのごみ分別と大気汚染測定は今期をもって停止するが、少ない会員で活動を継続することは厳しくなっている。ただ、後期に2名の若い方が入会し期待している。新しいテーマとしてツマグロキチョウの保護活動を検討中。このチョウの食草であるカワラケツメイの確保などに担当する公的機関の許可が必要であるため、市の協力をお願いしたい。

<東南部地区環境市民会議での総括評価>

全体的に計画通り進めることができた。自然体験講座や市民センター祭では市民との交流ができたが、市民会議の認知度が低く、会員が高齢化しており、新会員も増えていない課題もあった。

<東部地区環境市民会議での総括評価>

全体的に高齢化が進む中、皆元気に活動継続できたことは評価に値すると思う。活動することを楽しめるように心掛けていきたい。

<環境推進会議の意見>

- ・各地区の活動について、市民会議の参加人数などに制約がある中、地域の実情に応じた課題の解決に向けた取組を着実に実施している点が評価できる。
- ・各地区が実施している調査の結果について、地区間及び行政との共有体制を整備し、得られた知見を有効活用することで、更なる活動の促進が期待される。

第5章

市による環境負荷低減のための率先行動



市は、市内最大の事業者であることを踏まえ、事務事業における環境負荷の低減を図るために、自ら率先して環境保全に取り組みます。「八王子市地球温暖化対策地域推進計画の地方公共団体実行計画（事務事業編）」に基づき、自治体として率先して環境配慮全般に取り組むとともに、市の事務事業から排出される温室効果ガス削減のため、市施設での省エネルギー化及び再生可能エネルギー等の導入を進めます。

また、職員一人ひとりの環境配慮行動を定着させ、市内事業者の模範となるよう推進していきます。

1 概要

（１）八王子市地球温暖化対策地域推進計画の地方公共団体実行計画（事務事業編）

ア 目的

地方公共団体実行計画（事務事業編）は、施策から職員の行動に至るまで、あらゆるレベルで環境に配慮した取組を徹底することにより、市の事務事業の実施による環境負荷の低減に取り組むための計画です。この計画に基づき、市が自ら率先して取り組むことで、市域全体の環境保全を推進することをめざしています。

令和２年３月に策定した「第４次エコアクションプラン」の実績を踏まえ、取組を継続するとともに、施設・設備等の対策や日常の事務活動における環境配慮を推進していく内容となっています。

イ 期間

計画の期間は令和５年度から令和１２年度までの８年間です。

ウ 位置づけ

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第２１条に規定する「地方公共団体実行計画」に基づき策定します。あわせて、気候変動適応法第１２条に基づく気候変動適応計画として位置づけます。また、本市の新たな基本構想・基本計画「八王子未来デザイン２０４０」のもと、本市の環境保全に関する基本方針を定めている「第３次八王子市環境基本計画・八王子市生物多様性地域戦略」の基本施策２「ゼロカーボンシティの実現」を担う計画と位置づけます。

エ 目標

これまでの取組による実績を踏まえるとともに、地域全体の環境保全の責任者として率先して環境に配慮するため、２０３０年度に市の事務事業に関わる温室効果ガスの排出量（二酸化炭素換算）を５２，７５０ｔとすることを目標としています。

(2) グリーン調達

平成17年4月に策定した「八王子市グリーン調達方針」では、基本原則の中で第一に「購入の必要性の検討」を掲げています。事前に物品の購入の必要性を十分に検討することで、無駄な購入をなくすことが、限りある資源・エネルギーの消費の抑制につながる最も重要なことだからです。

市では、取組の推進を図ることから「グリーン購入法」及び「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に基づき設定された特定調達品目すべてを、八王子市グリーン調達重点品目とし、調達目標100%をめざし取り組みました。

(3) 電力の調達に係る環境配慮実施方針

平成24年2月に定めた環境に配慮した契約を締結するための方針「八王子市電力の調達に係る環境配慮実施方針」に基づき、電力を調達しました。

(4) 環境マネジメントシステム

市では、平成18年度から環境マネジメントシステムを導入しています。平成29年度から市独自規格の八王子市役所環境マネジメントシステム（H-E M S）を運用してきましたが、令和6年度より「八王子市ゼロカーボン指針」と名称を改めるとともに内容を改定し、市役所一丸となって環境に配慮した取組を推進しています。

2 取組実績

(1) 地方公共団体実行計画（事務事業編）推進のしくみ

地方公共団体実行計画（事務事業編）を効果的に推進するため、庁内環境調整委員会（環境推進本部会議）を中心に、進行管理等全庁的な視点での総括管理を行うとともに、各職場に環境推進責任者及び環境推進員を設置することにより、課内での取組の推進を図っています。

そして、計画の達成に向け、毎年度の目標及び取組を設定し、その取組状況を点検するために監査を実施しています。その結果を検証し、取組の改善を図ることで、環境配慮行動を推進しています。

さらに、取組の徹底を図るため、環境推進責任者を対象とした研修を実施したほか、監査報告書を共有し、職員一人ひとりの意識の向上を図り、積極的な環境配慮の取組を推進しました。

(2) 温室効果ガスの排出量の削減

平成20年5月に改正された「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）」により、対象となる施設を外部委託施設を含む全施設に拡大し、エネルギーや燃料の使用量等から毎年度の温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算）を把握しています。

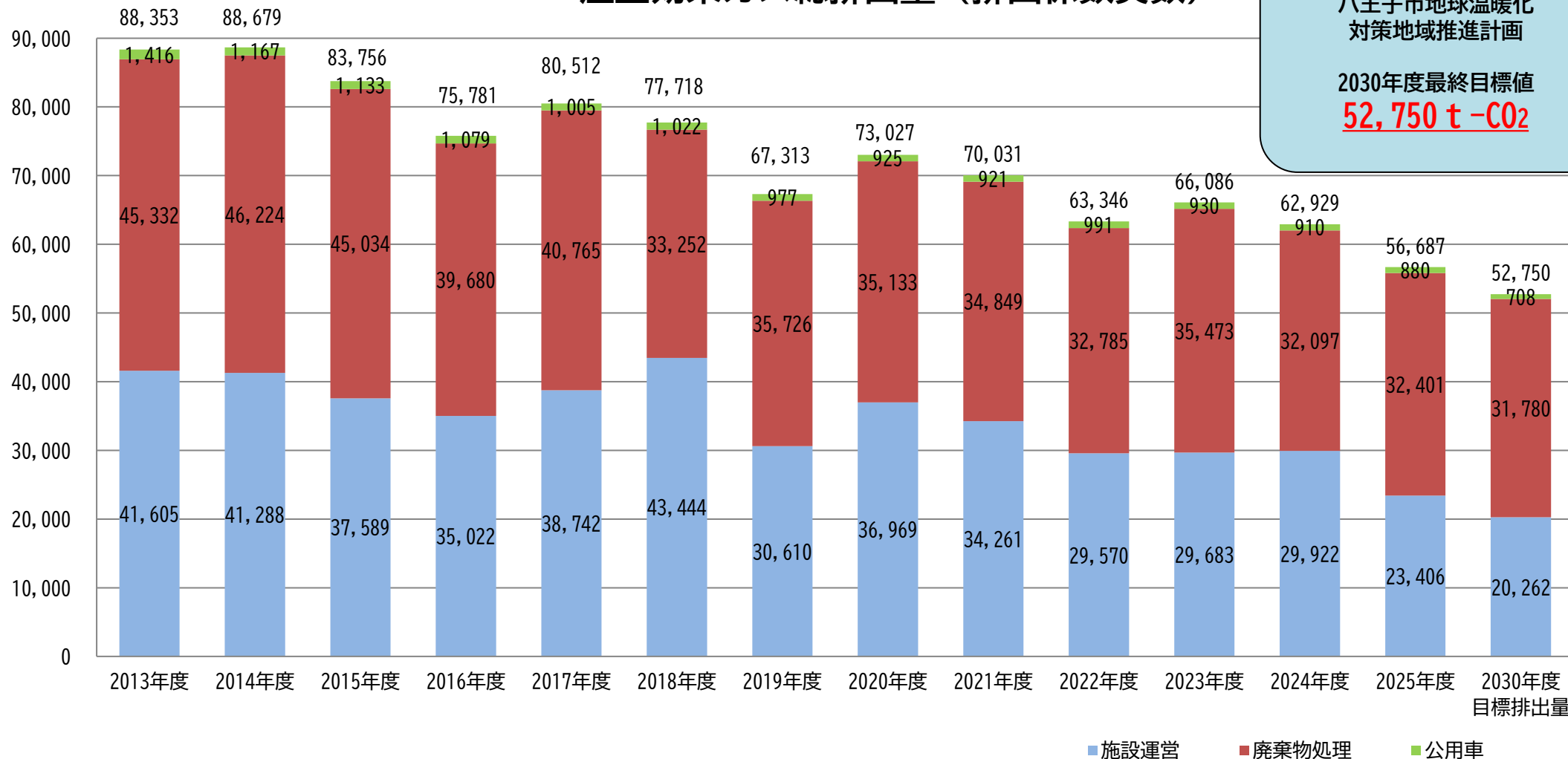
t-CO₂

温室効果ガス総排出量（排出係数実数）

八王子市地球温暖化
対策地域推進計画

2030年度最終目標値

52,750 t-CO₂



令和7年度は、令和6年度に比べ、「公用車」と「施設運営」の部門において温室効果ガス排出量は減少し、「廃棄物処理」の部門において温室効果ガス排出量は増加しました。温室効果ガス排出量は10.0%減少しました。

資料編

資料編

1 環境元年からの歩み

年 月	取 組	年 月	取 組
H13年 12月	「環境基本条例」を公布・施行	H27年 4月	都内初の中核市移行
H14年 4月	環境審議会を発足	H28年 3月	佐川急便「高尾100年の森」を「体験の機会の場」として認定
7月	環境市民会議を設立	4月	八王子市地球温暖化防止活動推進センター（クールセンター八王子）を指定
H15年 3月	環境学習リーダーの第1期生を認定	H29年 4月	八王子市役所環境マネジメントシステム「H-EMS」を導入
H16年 3月	「環境基本計画」を策定	H31年 3月	「第2次環境基本計画改定版」を策定
10月	ごみの有料化、戸別・資源物回収の拡充	ごみ処理基本計画「循環型都市八王子プラン」を改定	
H17年 1月	環境学習室「エコひろば」を開設	R2年 3月	「みどりの基本計画」、「地球温暖化対策地域推進計画」及び「水循環計画」を改定
3月	「環境にやさしい 八王子市役所エコアクションプラン」を策定	「環境にやさしい八王子市役所エコアクションプラン（第4次）」を策定	
7月	「市街地内丘陵地のみどりの保全に関する条例」を施行	R4年 2月	「ゼロカーボンシティ宣言」を表明
H18年 12月	環境自治体スタンダード「LAS-E」を導入	10月	館クリーンセンター運用開始
H19年 1月	「路上喫煙の防止に関する条例」を施行	R5年 3月	「八王子市未来デザイン2040」を策定
3月	「ごみ処理基本計画」を策定	「地球温暖化対策地域推進計画」を改定	
10月	粗大ごみ受付センターを開設 （H21年4月ごみ総合相談センターに名称変更）	R6年 3月	「第3次環境基本計画・生物多様性地域戦略」を策定
H22年 3月	「地球温暖化対策地域推進計画」及び「水循環計画」を新規策定	循環型都市八王子プラン（ごみ処理基本計画・清掃施設整備計画）を改定	
10月	プラスチック製容器包装の資源化拡大、資源物の戸別回収を実施	R7年 3月	「みどりの基本計画」、「水循環計画」を改定
H23年 3月	温暖化防止センターを設立		
H25年 3月	「八王子ビジョン2022（八王子市基本構想・基本計画）」を策定		
H26年 3月	「第2次環境基本計画」を策定 「再生可能エネルギー導入方針」を策定		

2 用語解説

アルファベット／数字

BOD

生物化学的酸素要求量（Biochemical Oxygen Demand）の略で、河川の水質汚濁の指標として用いられます。水を汚している有機物を微生物（好気性バクテリア）が酸化分解するときに必要な酸素量で、値が大きくなるほど汚濁が多いことを示します。また、微生物の代わりに化学物質の酸化剤を用いて測定するCODも、水質汚濁の指標として使用されることがあります。

すいしつち

BOD75%水質値

n個の日間平均値を数値の小さいものから並べたとき $0.75 \times n$ 番目にくる数値で、BODの環境基準の達成状況は75%水質値で見ます。

COD

化学的酸素要求量（Chemical Oxygen Demand）の略で、水中の有機物と無機物を酸化剤によって酸化するために必要とする酸素量で示したものです。

海域と湖沼における生活環境の保全に関する環境基準として用いられるとともに、排水基準にも用いられています。

L A S - E

環境自治体スタンダード（Local Authority's Standard in Environment）の略です。自治体向けの環境マネジメントシステムの規格で、目標の設定や監査に市民が参加することが特徴となっています。

ア行

せいど

アドプト制度

市民や事業者などが、地域の道路や公園などの公共施設を自分たちで定期的に清掃するボランティア制度です。市では、町会・自治会、市民グループ、学校、企業が、道路や公園などの公共施設の清掃、除草などを行う、公共施設アドプト制度を制定しています。

うすいしんとうしせつ

雨水浸透施設

雨水を地下に浸透させる施設を「雨水浸透施設」と呼び、雨水浸透ますや浸透トレンチ（掘削した溝に碎石を充填し、この中に有孔管を設置したもの）が代表的な施設です。

エコひろば

「八王子市環境学習室」の愛称。市民・事業者が環境について関心を持つきっかけづくりと、環境保全活動団体などが、地域に根ざした活動を展開するための活動拠点として、平成17年1月にあったかホール内に開設しました。環境に関する講座の開催や環境教育支援事業を行っています。

おんしつこうか

温室効果ガス

太陽光線によって暖められた地表面から放射される赤外線を吸収して大気を暖め、一部の熱を再放射して地表面の温度を高める効果を持つガスをいいます。温室効果ガスには二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、フロンガスなどがあります。

カ行

がいらいしゅ

外来種

人為により自然分布域の外から持ち込まれた種のことをいい、自然に分布するものと同種であっても、他の地域個体群から持ち込まれた場合も含まれます。

海外起源の外来種であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれがあるものの中から特定外来生物が指定されます。

かんきょうきじゆん

環境基準

環境基本法により国が定めているもので、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい」とされている基準のことです。環境基本法では、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音について基準が定められています。

2 用語集

かんきょうしみんかいぎ 環境市民会議

市内を6つの地区に分け、それぞれの市民・事業者によって自発的に環境保全活動を実践する組織で、平成14年7月に設立されました。

かんきょうすいしんかいぎ 環境推進会議

環境市民会議の代表者、公募市民、市の職員により構成され、市の施策と市民・事業者の活動について協議・調整し、環境保全活動を総合的に推進するため、八王子市環境基本条例に基づいて設置された組織です。

かんきょう 環境マネジメントシステム

企業・組織が自主的・継続的に環境への負荷を低減させることを目的とし、環境保全の方針や目標を定め、これを実行し、その結果を点検して方針などを見直すという一連の管理のしくみのことをいいます。主なシステムとしては、ISO14001やエコアクション21などがあります。

きはつせいゆうきかごうぶつ 揮発性有機化合物（VOC）

Volatile Organic Compoundsの略で、常温常圧で大気中に容易に揮発する有機化学物質の総称のことです。

具体例としてはトルエンやベンゼンなどを指し、これらは溶剤、燃料として重要な物質であることから幅広く使用されています。しかし、環境へ放出されると光化学スモッグなどの健康被害を引き起こす原因となります。また、ホルムアルデヒドによるシックハウス症候群や化学物質過敏症が社会に広く認知され、問題となっています。

きゅうりょうち 丘陵地

なだらかな起伏、小山あるいは丘の続く地形のことです。山地より標高が低く、起伏が小さくなっています。本市では、多摩丘陵をはじめ、八王子丘陵、加住丘陵などがあります。

サ行

さとやま 里山

原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域のことです。

しぜんきょうせい 自然共生サイト

30by30目標（2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全する国際的な目標）達成のため国が実施している取組で、「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」のことです。

しゃめんりよくち 斜面緑地

市街地内の丘陵地にある斜面の緑地で、良好な自然が保持されているものをいいます。市街地内丘陵地のみどりの保全に関する条例に基づき、斜面緑地保全区域として指定した場合は、維持管理に要する経費の一部を支援しています。

せいさんりよくちく 生産緑地地区

市街化区域内にある農地等の農業生産活動に裏付けられた緑地機能に着目し、公害または災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の形成に資する農地等を計画的に保全する地区です。

生産緑地地区に指定された農地は、税制面での優遇を受けることができるため、農業の継続がしやすくなる一方、農地保全の観点から30年間の営農管理が義務付けられ、建築物などの建築行為は制限されます。

せぎ 瀬切れ

河川で流れが途切れたり、水量が極端に少なく河床が露出したりすることをいいます。

タ行

たいけん きかい ば 体験の機会の場

「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（環境教育促進法）」に基づき、自然体験活動などを行う場を都道府県知事等（政令指定都市・中核市の場合はその市長）が「体験の機会の場」として認定する制度です。

2 用語集

ダイオキシン類^{るい}

ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン、ポリ塩化ジベンゾフラン及びコプラナーPCBの総称です。有機塩素化合物の一種で、塩素原子の数と位置により多数の異性体があります。このうち、2,3,7,8-テトラクロロジベンゾパラジオキシンの毒性がもっとも強く、生殖機能への影響、発がん性や奇形をひき起こすおそれがあることなどが指摘されています。

ダンボールコンポスト

ダンボール箱に入れたもみ殻くん炭（もみ殻をいぶして炭にしたもの）やココピート、竹チップなどの基材に生ごみを入れてかき混ぜ、微生物の力で分解し、たい肥に変えるものです。

ちきゅうおんだんか

地球温暖化

人間の活動により二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス（太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあるガス）の濃度が増加し、地球表面の温度が上昇することです。

とくべつりよくちほぜんちく

特別緑地保全地区

都市緑地法に基づき、都市において良好な自然的環境を形成している緑地を都市計画に定め、開発行為を許可制により規制する地域です。

八行

ばい煙^{えん}

一般的には、燃料の燃焼などによって発生し、排出される「すす」と「煙」という意味合いですが、大気汚染防止法では、「硫酸化物」、「ばいじん」、「有害物質」と定義し、ばい煙は、同法による規制対象物質です。対策として排出基準、総量規制基準、燃料使用基準が設けられ、それらを排出する施設が指定され、規制されています。また、「有害物質」については、燃焼のみに限らず、広く有害物質を発生する工程を含む施設が規制されています。

マ行

みどりのカーテン

ゴーヤやヘチマなどつる性の植物で建物の窓や壁を覆うことで、夏季の強い日差しを和らげるなど、冷房費の削減等の効果があります。

もくしつ

木質バイオマス

「バイオマス」とは、生物資源（bio）の量（mass）を表す言葉であり、「再生可能な生物由来の有機性資源（化石燃料は除く）」のことで、木材からなるバイオマスのことを「木質バイオマス」と呼びます。主に、樹木の伐採時に発生した枝や葉などの林地残材、あるいは、製材工場などから発生する樹皮やのこ屑、また、住宅の解体材や公園や街路の樹木の剪定枝などがあります。

ヤ行

やと

谷戸

丘陵地が浸食されてつくられた谷状の地形のことです。また、そのような地形を利用した農業とそれに付随する生態系を指すこともあります。

ゆうがいたいきおせんぶっしつ

有害大気汚染物質

低濃度であっても長期的な摂取により健康影響が生ずるおそれのある物質のことをいい、科学的知見の充実の下に、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるよう施策を講じることとされています。

大気中の濃度の低減を急ぐべき優先取組物質として、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ダイオキシン類などが取り上げられ、工場・事業場からの排出抑制対策が進められています。

ゆうすい

湧水

地下水が崖や谷戸などから自然状態で地表に流れでたものをいいます。

皆さんからのご意見・ご感想をお寄せください。

八王子市環境白書2026をご覧ください、お気づきの点やご意見・ご感想などがありましたら、
下記までご連絡ください。

これからの環境白書作成の参考にさせていただきます。

(宛先)

〒192-8501

八王子市元本郷町三丁目24番1号

環境部環境政策課

TEL：042-620-7384

FAX：042-626-4416

E-mail：b110400@city.hachioji.tokyo.jp

八王子市環境白書2026

令和8年（2026年）10月 発行

編集発行 八王子市環境部

表紙の写真について

右 ガサガサ探検隊

左 ミソサザイ

本冊子は再生紙を使用しています。